

平成22年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録

平成22年 6 月14日～15日

場 所 第2委員会室

平成22年 6月14日（月曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 小林市と西諸県郡高原町との境界の一部変更について
- 議案第14号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第7号））
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第1号））
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（宮崎県税条例の一部を改正する条例）
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・県が出資している法人の経営状況について
財団法人宮崎県立芸術劇場（別紙6）
財団法人宮崎県国際交流協会（別紙7）
 - ・平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別

紙18）

- ・平成21年度宮崎県事故繰越し繰越計算書（別紙19）
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・口蹄疫発生に伴う県民政策部の対応状況について
 - ・平成21年度宮崎県県民意識調査結果の概要について
 - ・平成22年度政策評価の実施について
 - ・宮崎県過疎地域自立促進方針の策定について
 - ・県立芸術劇場の指定管理者制度の第二期指定について
 - ・「文化振興ビジョン」の改定について
 - ・「宮崎県国際化推進プラン」の改定について
 - ・地上デジタル放送の動きについて
 - ・平成21年度における行財政改革の取組状況について

出席委員（9人）

| | |
|---------|---------|
| 委 員 長 | 押 川 修一郎 |
| 副 委 員 長 | 河 野 哲 也 |
| 委 員 | 中 村 幸 一 |
| 委 員 | 横 田 照 夫 |
| 委 員 | 松 村 悟 郎 |
| 委 員 | 井 上 紀代子 |
| 委 員 | 鳥 飼 謙 二 |
| 委 員 | 前屋敷 恵 美 |
| 委 員 | 武 井 俊 輔 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長 山 下 健 次

県民政策部次長
（政策担当） 土持正弘
県民政策部次長
（県民生活担当） 江上仁訓
部参事兼総合政策課長 永山英也
部参事兼秘書広報課長 亀田博昭
統計調査課長 大野保郎
総合交通課長 中田哲朗
中山間・地域政策課長 山内武則
生活・協働・男女参画課長 大脇泰弘
文化文教・国際課長 安井伸二
人権同和对策課長 吉田正彦
情報政策課長 金丸裕一
広報企画監 津曲睦己
交通・地域安全対策監 柳田勇

総務部

総務部長 稲用博美
総務部次長
（総務・職員担当） 四本孝
総務部次長
（財務・市町村担当） 岡田英治
危機管理局長 甲斐睦教
部参事兼総務課長 緒方文彦
人事課長 桑山秀彦
行政経営課長 大坪篤史
財政課長 日隈俊郎
部参事兼税務課長 永田裕志
市町村課長 茂雄二
総務事務センター課長 假屋宗春
危機管理課長 金井嘉郁
消防保安課長 山之内点

議会事務局

事務局長 日高勝弘

事務局次長 岡崎吉博
総務課長 渡邊靖之
議事課長 武田宗仁
政策調査課長 日高正憲

事務局職員出席者

総務課主幹 馬場輝夫
議事課主査 大下香

○押川委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、口蹄疫発生から50日以上たちまして何かと大事な時期でありますけれども、我々としましても一日も早くこの終息に向かってということで願っておるわけでありまして、日々いろいろな御意見等がある今日であろうと思っておりますけれども、対応等についても、また、いろいろな要望等につきましても、県と国との交渉段階でありますから、おおむねそういう方向が出た段階でまた生産者の皆さん方や各自治体の皆さん方と連携をしながら、何とか終息に向かって今後も頑張っていきたいというふうに思います。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そういうふうに決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

県民政策部の皆さん方におかれましては、部

長を初め、職員の皆様方、本県、口蹄疫が発生して50日以上たっているわけでありませけれども、昼夜を問わず終息に向かって御尽力いただいておりますことに対しまして、まずは冒頭、私のほうからも心から感謝申し上げたいと思います。

我々も一緒になりながら、一日も早い終息のためにいろんな問題に取り組んでいきたい。そして、まず発生現場、それから生産者の皆さん方が安心してこの問題が早く解決できるような方向の中でいろんな議論をお願い申し上げたいと思います。そういう中で本日、委員会を開いたすわけでありませけれども、それぞれそういう現場の状況等も踏まえながら、また、県の立場の中からもいろいろ議論をしていただければありがたいと思います。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いをしたいと思います。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。

ただいま委員長のお話にもございましたように、口蹄疫、大変しょうけつをきわめております。その対応で当部の職員の派遣はもとよりでございますが、当部の業務遂行にも種々影響があることは否めないところでございます。こういった中で、私どもといたしましても、所管の県民サービスに極力影響のないようにということで努めてまいり所存でございます。またさらに、県政全般にかかわりのある所管部といたしまして、この事態に的確に対応していきたいと考えております。そういった意味で議員の皆様方の御理解をぜひ賜りたいと存じます。

それでは、今回提案しております議案等につきまして、概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料のまず表紙をめくっていただきたいと思いますと思いますが、目次でございますように、報告承認事項が1件、報告事項が3件、その他の報告事項が8件でございます。

まず、報告承認事項ですが、1ページをござんいただきますと思います。専決処分の承認を求めることについてであります。内容は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う補正、口蹄疫関連広報活動事業につきまして、専決処分の承認をお願いするものであります。補正予算額は2,467万8,000円で、県民政策部の補正後の一般会計予算額は、114億3,998万5,000円となります。具体的な事業内容につきましては、後ほど、担当課長から御説明申し上げます。

次に、報告事項でございます。まず、県が出資している法人の経営状況についてでありますけれども、お手元の平成22年6月定例県議会提出報告書のインデックスの別紙6のところ、ページで言いますと29ページでございますが、財団法人宮崎県立芸術劇場及び、同じく青いインデックスの別紙7のところ、43ページになりますが、財団法人宮崎県国際交流協会の2法人についてでございます。詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明を申し上げます。

次に、同じく報告書、青いインデックスで別紙18、ページで言いますと183ページになります。繰越明許費についてであります。県民政策部としましては、表の一番左の款のところは総務費、次の項のところは企画費が対象でございますが、上から2番目の太陽光発電システム導入促進事業から下から3番目の携帯電話等エリア整備事業までの7事業の計9億8,964万3,000円が繰越しとなっているところでございます。まず、一番上の太陽光発電システム導入促進事業につ

きましては、県庁舎に太陽光パネルを設置するものでございますが、設置工法の検討に時間を要したことなどによりまして、年度内の事業完了が困難になったことから、繰り越しとなったものであります。

次の欄、「緑の分権改革」推進事業につきましては、国の第2次補正予算の成立に伴い、提案公募型の委託事業の採択がことし3月となったことから、年度内の完了が困難となったため、繰り越しとなったものであります。

次の欄、離島体験滞在交流促進事業につきましては、日南市が大島におけるコテージの新設を行うものであります。国の補助金交付決定が12月となったことに加えまして、同市における実施設計等に期間を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越しとなったものであります。

次の欄、県立芸術劇場大規模改修事業及びその下の欄の県庁LAN設備更新事業につきましては、国の第2次補正予算の成立に伴い、2月補正予算に計上したことから、年度内の工期が不足することとなり、繰り越しとなったものであります。

次の欄、自治体クラウド開発実証事業につきましては、全国共通の標準仕様書の作成がおくれたために、採択をされました6道府県のすべてにおいて、繰り越しとなったものであります。

最後の携帯電話等エリア整備事業につきましては、延岡市など3市町村におきまして、用地交渉に不測の日数を要したことや、工法の変更が必要となったことなどから、繰り越しとなったものであります。

次に、同じく報告書の青いインデックスの別紙19、197ページをお開きいただきたいと思います。事故繰越についてであります。定住自立圏

等民間投資促進事業につきまして、3億7,420万円が繰り越しとなっております。これは、事業主体におきまして、事業が繰り越しとなったことによるものであります。その内容としましては、工事に伴う騒音・振動等に関して地元調整が生じまして、その対応に日数を要したものでございます。なお、この工事につきましては、5月31日までに完成しております。

次に、その他の報告事項8件でございますが、御報告を申し上げます。常任委員会資料のほうにまたお返りいただきまして、4ページからですが、まず、口蹄疫発生に伴います県民政策部の対応状況につきまして、発生を受けての県民政策部での取り組み状況を報告するものでございます。

次に、平成21年度宮崎県県民意識調査結果についてであります。6ページからになりますが、この調査は、県の施策や活動などにつきまして、例年2月から3月にかけて県民アンケート調査を行っているものでありまして、このたび、その結果がまとまりましたので、御報告をするものでございます。

次に、平成22年度政策評価の実施についてであります。8ページからですが、政策評価につきましては、昨年度に引き続き、新みやざき創造戦略に基づいた評価を実施することにしております。今年度も若干の見直しを行った上で、同様に実施をしておりますが、その概要について御説明を申し上げます。

次に、宮崎県過疎地域自立促進方針の策定についてであります。12ページからですが、ことしの3月に過疎地域自立促進特別措置法が延長されたことに伴いまして、同法の規定に基づき、本県における過疎地域自立促進方針を8月末をめどに策定することについて、御報告をするも

のであります。

次に、県立芸術劇場の指定管理者制度の第2期指定についてであります。14ページからですが、県立芸術劇場につきましては、現在、指定管理者による管理運営を行っているところであります。平成22年度をもって第1期の指定期間が終了することとなっております。このため、今年度に第2期となります来年度以降の指定管理者を指定する手続を行うこととしております。先般、1回目の指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、第2期指定管理者の募集方針案等について御審議をいただきましたので、その内容について御報告を申し上げます。

次に、文化振興ビジョンの改定についてであります。19ページになりますが、文化振興ビジョンにつきましては、今年度、見直し作業を行い、平成23年度からの新たなビジョンへと改定しますことから、そのスケジュール等について御報告をするものであります。

次に、21ページをお願いいたします。宮崎県国際化推進プランの改定についてであります。この推進プランにつきましては、今年度、見直し作業を行いまして、平成23年度からの新たなプランへと改定しますことから、そのスケジュール等について御報告を申し上げます。

最後に、地上デジタル放送の動きについてであります。22ページからですが、地上デジタル放送につきましては、平成23年7月の完全移行まで残り1年余りとなりますことから、現在の状況等について御報告を申し上げます。

以上の報告事項の詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

私からは以上であります。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

口蹄疫発生に伴う県民政策部の対応状況についてでございます。

まず、1の非常事態宣言につきまして、これは、広く県民に理解と協力をお願いするものでありまして、全庁的にも各課を通じ関係する団体等に周知を図ったところであります。県民政策部におきましても、記載しておりますように、県内の各公共交通機関、大学、私立学校、各NPO法人等に対し、内容の周知や消毒等の協力依頼を行っております。

2の情報提供・風評被害対策といたしまして、県のホームページや、テレビ、ラジオ、新聞の各種広報媒体を活用し、口蹄疫に関する情報提供を適時行っているところでございます。

次に、3の消費者対策についてであります。消費者の不安の解消を図るために、県消費生活センターにおきまして、ホームページやパンフレット、チラシ等を活用し情報提供を図るとともに、問い合わせに対する対応を行っております。

4の就学支援対策といたしまして、口蹄疫発生に伴い、私立高校に通う生徒の保護者の収入が激減し家計が急変した場合には、授業料減免制度の適用対象となります。私立高校を通じ、生徒、保護者への制度の周知を図るとともに、生徒から相談があった場合の対応について依頼等を行っております。

次に、寄附金の受け入れについてでございます。県が取り組む口蹄疫対策に対する寄附金のうち、企業から申し出があったものについては、総合政策課が窓口となって受け入れを行いました。5月末から商工観光労働部で受け付けを行っておりますが、その分も含めまして6月10日現在を記載しておりますが、45件で1億2,680万円、きょう現在で49件の1億2,803万円でございます。

す。

次に、21年度宮崎県県民意識調査の結果についてでございます。

6ページをお開きください。この調査は、県の施策に対する考えや日ごろの活動等について調査を行いまして、県政の運営に資することを目的として、平成16年度から毎年実施しているものでございます。

調査時期は2月から3月、無作為に抽出しました県内在住の20歳以上の方3,500人のうち、1,807人から回答を得ております。

調査項目としましては、県が推進します新みやざき創造計画の16の枝戦略の取り組みに対する評価、そして、そのほか回答者の日ごろの活動として、例えば、子育てや青少年の育成に関する意識などについて尋ねております。

7ページをごらんください。下のほうに枝戦略16の項目を記載しております。それぞれの評価については上のグラフとなります。まず、「評価をしている」「ある程度評価している」、グラフの左側の網かけが多いところになりますけれども、その割合の高いものとしては、枝戦略の3-1「『みやざきブランド』の総合プロモーション」が82.1%、3-2「おもてなし日本一観光推進」、そして1-1「すべての大人はすべての子供の教師たれ」等がございました。逆に、「評価をしていない」「余り評価をしていない」が、右側の網かけの部分になりますけれども、割合の合計が高いものとしては、2-1「医療提供体制の充実」30.6%、3-5「産業交流基盤の整備促進」、3-4「働く場づくり・ものづくり振興」となっております。その他の質問事項を含めまして、詳細は別冊の宮崎県県民意識調査集計結果にまとめておりますので、後ほど、ごらんいただきたいと思います。

このような調査結果を今後の県政の運営に生かしまして、県民ニーズを踏まえた施策展開を一層進めてまいりたいと考えております。

次に、平成22年度政策評価の実施についてでございます。

8ページをごらんください。1の評価目的であります。新みやざき創造計画の着実な推進を図るため、計画に掲げます重点施策である新みやざき創造戦略について、戦略評価シートを作成し内部評価を行うとともに、外部評価として、新みやざき創造戦略評価委員会による評価を実施するものでございます。

9ページの図をごらんください。記載しておりますとおり、新みやざき創造計画は、中長期の展望を示した展望編と平成19年度から22年度までを対象期間とした計画編から構成されております。計画編に記載した重点施策を新みやざき創造戦略として位置づけ、平成22年度までにその着実な実施を図ることとしております。その進捗を内部管理するために、工程表を作成する一方で、外部からチェックをし、意見・提言をいただく機関として新みやざき創造戦略評価委員会を設置しております。一番下に矢印を引いている部分でございます。8ページにそのメンバーを記載しておりますけれども、6月3日に第1回の会議を開催したところでございます。

評価の方法については10ページをごらんください。新みやざき創造戦略は、ピラミッド型のところで表示しておりますけれども、16の枝戦略、56の重点項目、122の取り組み事項で構成されております。そのうち、取り組み事項については、各部局による内部評価を行い、それを踏まえまして、56の重点項目について評価委員会による外部評価を行うこととしております。内部・外部それぞれについて進捗状況、成果につ

いて評価を行うこととしております。このうち、成果評価につきましては、昨年度の評価委員会の意見を踏まえまして、アンダーラインで記載しておりますけれども、19年度から21年度までの3年間を成果としてとらえるという形にいたしております。これらの観点から評価を行うことで、新みやざき創造戦略のこれまでの取り組みについて振り返り、今後のより効果的な施策の実施や、社会情勢に応じた施策展開の検討に生かしていきたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、6月3日に第1回の委員会を全員出席のもとに行いました。この中で戦略評価シートに基づき、それぞれの取り組みについて事務局や関係各課から説明を行い、議論をさせていただいたところがございます。今後、委員と打ち合わせを重ねまして、再度、7月下旬を予定しておりますけれども、会議を開催した上で評価結果を取りまとめ、決算報告の際に、あわせて報告・公表したいというふうに考えております。

総合政策課は以上でございます。

○津曲広報企画監 秘書広報課でございます。

委員会資料の3ページにお返りください。口蹄疫に関する緊急対策に伴う補正、広報活動事業について御説明いたします。

疑似患畜の発生を受けまして、県として、新聞やテレビ、ラジオを通じて口蹄疫の情報を適時的確に提供し、県民の皆様の御理解と御協力をいただくこと、あわせて風評被害の防止を図ろうと、4月28日、第1次の緊急対策として知事専決を行ったものでございます。

2の事業の概要をごらんください。予算額は、(1)にありますとおり、2,467万8,000円でございます。(4)に事業内容がございます。口蹄疫のそれぞれの局面に応じまして、必要な情報

をタイムリーに発信したいと考えておまして、新聞広告といたしましては、①にございます6つの新聞に適宜掲載をすることにしております。第1回の掲載は、5月12日に発生農場周辺の対策、畜産関係者への対策及び県民の皆様へのお願いについて、県が実施をしています対策とかお願い事項をわかりやすく整理をして掲載いたしました。テレビ、ラジオにつきましては、②に掲げております放送局で、テレビが15秒間、ラジオは20秒間のスポット広告といたしまして計画をし、知事専決当日、4月28日から口蹄疫が発生していること、口蹄疫は家畜伝染病であり、人間には感染しないこと、さらには、感染した家畜のお肉が店頭に出回ることはないことなどのお知らせの開始をいたしました。さらに、5月18日の非常事態宣言の後からは、県民の皆様一人一人に車両消毒の呼びかけ、あるいは消毒マットの設置、これらの御協力をお願いしております。今後とも、口蹄疫のそれぞれの局面に合わせまして、さまざまな情報をお知らせしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山内中山間・地域政策課長 同じく常任委員会資料の12ページをお願いいたします。宮崎県過疎地域自立促進方針の策定についてであります。

1の策定理由でありますけれども、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法がことし3月に改正・延長されまして、引き続き過疎地域における総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するため、同過疎法の規定に基づきまして、県の過疎地域自立促進方針を策定するものであります。また、この自立促進方針に基づきまして、県においては県過疎地域自立促進計画を、各過疎市町村においては市町村計画

を策定するものであります。

2の対象地域であります。本県においては、これまでと同様、下の図の16市町村が過疎地域として指定されております。

13ページをごらんいただきたいと思っております。3の方針の概要であります。自立促進方針の対象期間は、法律の期限が平成28年3月31日とされていることから、今年度から27年度までの6年間となります。方針の趣旨につきましては、過疎地域の現状と問題点を踏まえまして、活力に満ちた過疎地域の実現を図ることを目指して策定をいたします。なお、県におきましては、過疎法に基づくこの方針とは別に宮崎県過疎地域振興計画を定めておりましたが、今回の法の改正によりまして、方針の内容に法定以外の項目を記載できることになりましたことから、この振興計画については、当方針の中に盛り込み一体化を図るものいたします。(3)の方針の内容につきましては、おおむね①から⑩の項目になる見込みで現在作業を行っているところであります。

最後に、今後のスケジュールですが、策定作業を推し進め、パブリックコメント、8月末をめどに法律上必要とされております国の同意を経て策定することといたしております。その後、市町村におきましては市町村計画を作成し、県においては県計画を作成し、ともに国に提出することになります。以上であります。

○安井文化文教・国際課長 文化文教・国際課からは県が出資しております財団法人の経営状況の報告が2件、その他の報告事項が3件でございますけれども、御説明いたします。少し説明が長くなるかと思っておりますけれども、お時間をいただきたいと思っております。

初めに、平成22年6月定例県議会提出報告書

の29ページをお開きください。財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況について御説明いたします。

まず、1の事業概要です。公の施設であります県立芸術劇場は、平成18年度から指定管理者制度を導入しまして、当財団を指定しております。財団においては、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点として、その役割を十分果たしていくよう、多様な文化事業を企画・実施するとともに、県民の方が文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう管理運営に努めたところであります。

次に、2の事業実績についてであります。表の中の(1)県立芸術劇場の指定管理業務であります。事業実績に記載のとおり、ホールなどの貸し館業務や施設設備の維持管理、また、第14回宮崎国際音楽祭の開催、第15回の音楽祭の準備を行ったところであります。事業費は、5億6,075万3,000円となっております。次に、(2)の県立芸術劇場の指定管理業務(自主文化事業)の事業費は、1億8,618万3,000円となっております。この自主文化事業は、財団が主催者となって実施した事業でございます。まず、①の招聘公演事業は、音楽、演劇、文楽などいろいろな舞台芸術を招聘しまして、3つのホール合わせまして13事業(18公演)を実施いたしました。次の②の自主企画制作公演事業ですけれども、県内在住や本県出身の舞台芸術関係者などが出演しますみやぎの舞台芸術シリーズや、パイプオルガンを活用したコンサートなど、7事業(16公演)を行ったところでございます。次の30ページの③の教育普及事業ですけれども、初心者等を対象とした演劇講座ですとかオルガン講習会などを実施し、県民のための幅広い舞台芸術の教育普及に努めたところでござい

す。21年度は17講座を開催いたしました。

次に、31ページをごらんください。貸借対照表について御説明いたします。表の一番上の欄に書いてありますとおり、当財団では一般会計と特別会計に区分して会計処理を行っております。一般会計は、劇場の管理運営並びに宮崎国際音楽祭など県から委託を受けて実施した事業の収支を処理する会計であります。また、特別会計は、当財団が主催者として実施する自主文化事業の収支を処理する会計であります。

それでは、それぞれの会計について御説明いたします。32ページをお開きください。まず一般会計ですが、21年度の資産合計は2億8,062万666円となっております。前年度と比較しまして8,347万5,806円の増となっております。この主な理由としましては、現金預金が8,302万9,459円の増加となっていることによるものですけれども、中身を具体的に申し上げますと、負債の部になりますけれども、未払い費用の支払いに充てるために3月末に現金預金を残していたことや、音楽祭の開催経費を節減したことによるものでございます。なお、未払い分は現在すべての支払いが終了しております。

次に、33ページをお開きください。特別会計について御説明いたします。21年度の資産合計は、16億8,886万5,713円となっており、前年度との比較では1億1,539万8,077円の減となっております。この特別会計は、県が特別出捐しました基金やその運用益を取り崩して事業を行っているものですので、基金などの資産が毎年この程度減少するという会計となっております。

次に、34ページをお開きください。正味財産増減計算書について御説明いたします。この計算書は財団の1年間の収入・支出の状況をあらわしたものですけれども、貸借対照表と同様に、

一般会計と特別会計に分かれております。左側の科目の欄をごらんいただきますと、大きく区分しますと、まず、Ⅰの一般正味財産増減の部という科目がありますが、これは、財団の事業収益や県からの委託料などの収入、あるいは事業費や人件費などの経費の増減をあらわしております。次に、Ⅱの指定正味財産増減の部という科目がございます。これは、財団の基本財産や基金などの財産の増減になります。Ⅲの正味財産期末残高は、ⅠとⅡを合わせた財団の21年度末の財産総額となっております。合計で17億4,617万4,021円となっております。詳しくは一般会計、特別会計ごとに御説明いたします。

35ページをごらんください。ここは一般会計になります。Ⅲの正味財産期末残高を見ていただきますと、平成21年度が1億1,793万7,463円となっております。前年度と比較しますと4,036万9,509円の増となっております。この理由ですが、(2)の経常費用の宮崎国際音楽祭受託事業費の増減の欄を見ていただきますと、マイナスの4,551万585円となっております。これは、21年度は音楽祭の経費節減によりまして、支出が前年度より減ったということでございます。なお、今申し上げました音楽祭の増減の欄の1つ上に5,165万1,536円の管理事業費の支出増がございますが、これは、県が財団に委託して実施しました施設の修繕費が21年度に増加したためでございます。その分の県からの委託料は、6,237万2,017円となっております。これが県からのその分の委託料でございます。

次に、36ページをお開きください。次は特別会計になりますが、一番下の正味財産期末残高の増減欄が1億170万990円の減となっております。これは、この特別会計が、先ほど申し上げましたけれども、基金を取り崩して事業を行っ

ていることによるものでございまして、同じく、今後も毎年一定額が減少していくということになります。

次の37ページの財産目録につきましては、先ほど御説明いたしました貸借対照表と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、38ページをお開きください。平成22年度事業計画についてであります。

まず、1の基本方針であります。21年度と同様に、多様な文化事業を実施していくということと、県民の方の利用を促進できるような管理運営を行っていくこととしております。

次に、2の事業計画ですが、(1)にありますように、ホール等の貸し館業務、施設・設備の維持管理等、宮崎国際音楽祭等を実施しますとともに、(2)の自主文化事業を実施することとしております。

次に、40ページをお開きください。収支予算書の総括表であります。まず、Iの事業活動収支の部の1の事業活動収入につきましては、当収入の計の欄に記載しておりますとおり、一般会計と特別会計の合計で10億6,165万6,000円を計上しております。また、これに伴う支出としまして、2の事業活動支出の計の欄にありますように、一般会計と特別会計の合計で10億6,703万7,000円を計上しております。

なお、41ページと42ページに各会計ごとの予算書がございますけれども、説明は省略させていただきます。

次に、43ページをお開きください。財団法人宮崎県国際交流協会の経営状況について御説明いたします。

まず、平成21年度事業報告書でございます。1の事業概要であります。国際交流協会では、本県の国際化と地域の活性化に寄与することを

目的としまして、各種事業を実施し、本県の国際交流の促進に努めたところであります。

2の事業実績につきまして、主なものを御説明いたします。まず、(1)の交流推進事業でございます。県民と在住外国人との交流会、国際交流ボランティア養成講座等を開催したほか、「外国人が見た宮崎」を写真、絵画などを通じて表現する作品展を開催したところであります。事業費は219万2,000円となっております。

次に、(2)の情報提供事業であります。機関誌「South Wind」や日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語による「国際プラザニュース」、それからインターネット等を通じて各種情報の提供を行ったところでございます。事業費は689万6,000円でございます。

次に、44ページをお開きください。(3)の在住外国人支援事業でございます。在住外国人の方を対象に弁護士等による法律相談会や生活相談などを行ったほか、県内の医療従事者の方を対象に語学講座などを実施したところでございます。事業費は1,070万6,000円でございます。

また、(4)の国際化推進事業としましては、県内の団体の国際交流・協力活動に対して助成を行ったほか、県民の方を対象にした国際理解のための講座、在外県人会活動支援のための助成などを行ったところであります。767万7,000円が事業費となっております。

次に、45ページの貸借対照表でございます。Iの資産の部でございます。2の固定資産にありますように、協会の基本財産5億4,360万円を含めまして、資産合計は5億4,786万3,401円となっております。なお、未収金120万円は、財団法人自治体国際化協会からの助成金の交付がおくれたものでございます。4月に受け入れ済みでございます。次に、IIの負債の部でございます。

す。未払金などを合わせまして負債合計は262万9,442円となりまして、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産の合計は、5億4,523万3,959円となったところであります。

次に、46ページでございます。正味財産増減計算書であります。Iの正味財産増減の部の1、経常増減の部の(1)経常収益であります。①の基本財産運用益の673万9,041円、③の受取補助金の312万7,000円、④受取金収益の3,601万4,463円などを合わせまして、経常収益計は4,695万1,616円となったところであります。なお、右の増減欄にありますとおり、前年度から87万7,000円ほどふえておりますが、主な理由は財団法人自治体国際化協会からの補助金がふえたことなどによるものでございます。次に、(2)の経常費用につきましては、①の事業費と②の管理費を合わせました経常費用の計は、次のページになりますけれども、4,713万9,537円となっております。その結果、当期経常増減額は、マイナスの18万7,921円となりまして、正味財産期末残高は、5億4,523万3,959円となったところでございます。

48ページの財産目録は省略をさせていただきます。

次に、49ページに22年度事業計画がございませう。引き続き、1の基本方針に基づきまして、21年度同様の事業を進めたいと考えております。

51ページに参りまして、収支予算書でございます。Iの事業活動収支の部につきましては、事業活動収入計が4,722万6,000円、また、事業活動支出計につきましては、4,702万5,000円を計上しているところであります。

国際交流協会については、以上でございます。

次に、県立芸術劇場の指定管理者制度の第2期指定について御報告します。

資料が変わりまして、常任委員会資料の14ページをお開きください。県立芸術劇場につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しまして、今年度で5年目になります。第1期の指定期間が終了いたしますので、来年度からの第2期指定に向けまして準備を進めているところでございます。第1期の実績、第2期の募集方針等について御説明をさせていただきます。資料に沿って御説明いたします。

1の県立芸術劇場についてでございます。指定管理の対象施設であります県立芸術劇場は、県民文化の拠点として平成5年11月に開館しておりまして、主な施設は、(4)にありますように、3つのホールや練習室などがございます。

次に、2の第1期指定管理者の管理運営実績でございます。(1)にありますように、財団法人宮崎県立芸術劇場が指定管理者となっておりまして、指定期間は今年度までの5年間、また、業務の内容は、劇場の利用、劇場の維持管理、宮崎国際音楽祭、自主文化事業の4つとなっております。

次に、(2)の施設利用状況につきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度に比べまして、ホール、練習室のいずれも利用率は増加し、ホールでの事業数も増加しておりますが、全体の利用者数は減少しております。

次に、15ページをごらんください。(3)の施設の収支状況についてであります。指定管理者の収入としましては、指定管理料のほか、施設を貸し出す際の利用料金収入などがございます。また、支出としましては、人件費などの管理経費や音楽祭などの事業のための経費がございませう。収入欄の1つ目にあります指定管理料を見ていただきますと、指定管理者制度導入前の平成17年度は約5億9,000万円となっております

が、導入後の平成18年度以降は約4億8,700万円となっておりまして、約1億円の減額となっております。ただ、これは1億円全額が県費支出の減となっているわけではございませんで、表の下のほうに米印が3つございますけれども、3つ目にありますように、平成17年度の利用料金収入、括弧書きの5,818万2,000円は県の歳入となっておりましてけれども、18年度以降は、これが指定管理者の収入となっておりますので、先ほどの1億円からこの利用料金収入を差し引いた約4,400万円が実質的な県費の削減額ということになります。

次に、(4)の管理運営状況でございますが、利用者サービス向上のための取り組みとしまして、①の利用料金の引き下げや②の受け付け時間の延長などを行ったところでございます。

(5)の評価であります。①の県の財政支出の縮減、②の施設の稼働率の増加、また、③のソフト事業に対する来場者の評価などの効果がございますけれども、課題としては、④にありますように、さらなる利用促進が必要というふうに考えております。

次に、16ページをお開きください。第2期の募集方針案について御説明いたします。(1)の業務の範囲ですが、第1期と同様としております。(2)の指定期間も、同じく5年間としております。(3)の基準価格であります。公募する際の上限額となる基準価格でございますが、年額が4億7,233万3,000円となっております。積算の内訳は、まず、劇場の管理運営費が3億2,100万6,000円、音楽祭の経費が9,838万6,000円、また、県民文化振興事業費が5,294万1,000円となっております。現在の第1期の指定管理料は、15ページの上の表の収入欄に記載してございます。第1期と第2期を比較しますと、管

理運営費で10%の減、音楽祭で25%の減、また、県民文化振興事業につきましては、第2期から新たに積算をいたしましたので、全額が増加ということになります。これらを合わせました全体の年額では、第1期に比べまして3.2%の減となっております。

(4)の利用料金の上限額は、条例に定めた現行どおりの額としております。(5)の募集につきましては、6月25日から9月10日までの約2カ月半の期間を考えております。(6)の資格要件としましては、県内事業所等の要件、あるいは一般競争入札参加の欠格事由などの項目を設けております。(7)の選定についてであります。候補者の選定を行うため、①の方法によりまして2次の審査を行うこととしております。また、②の選定委員会で候補者を選定することとしております。

次に、17ページをごらんください。(8)の審査項目等ではありますが、県の行政経営課のほうで標準例として示しております住民の平等な利用の確保などの基準に加えまして、音楽祭の実施能力等は劇場独自の選定基準として設定しておるものでございます。

次に、18ページをお開きください。(9)のリスク管理と責任分担に関する事項でございます。想定されますリスク等の項目ごとに、指定管理者と県の負担区分を明確化したものでございます。

最後に、4のスケジュールでございます。これから候補者の募集を行いまして、選定の手続を進めます。そして、11月定例県議会に指定管理者の指定議案をお願いすることとしております。

劇場の2期指定については、以上でございます。

次に、19ページをごらんください。「文化振興ビジョン」の改定について御説明いたします。

1の改定の理由にありますように、18年3月に策定しました元気みやぎ文化振興ビジョン、現在のビジョンを今年度見直ししまして、23年度からスタートいたします新たな県総合長期計画の部門別計画として改定することとしております。

このビジョンは、2の(1)のところですがけれども、本県の文化を展望し、文化振興を推進するための基本方針となるものでございます。

(2)の改定のスケジュールですがけれども、今後、県民アンケートや市町村ヒアリングなどを実施いたしまして、計画案を策定し、2月県議会の常任委員会において案を御報告させていただきたいと考えております。

次に、21ページをお開きください。最後になりますけれども、「宮崎県国際化推進プラン」の改定についてであります。

1の改定の理由にありますように、平成17年4月に策定いたしました現在の推進プランを今年度、見直しまして、来年度からスタートします県総合長期計画の部門別計画として改定することとしております。

次に、2の新たなプランの概要ですが、計画期間は、来年度から10年間としまして、本県における国際化の現状や課題などを踏まえまして、今後の国際化推進の基本的な方向性を示したいと考えております。(3)の改定スケジュールですが、今後、県民アンケートや海外からの留学生などへのヒアリング、また、民間団体等との意見交換などを行いまして、計画案を策定し、11月の常任委員会に御報告したいと考えております。その上で、さらにパブリックコメントを行いまして、県議会の議決をいただく計画として

2月定例県議会に上程をさせていただくこととしております。

文化文教・国際課からは以上でございます。

○金丸情報政策課長 最後に、情報政策課から地上デジタル放送の動きについて御説明いたします。

委員会資料の22ページをお開きください。まず、1の概要であります。完全移行の時期は、平成23年7月24日で、残り1年余となっております。また、(2)の視聴方法であります。テレビをデジタルテレビにかえるチューナーをつけるという方法、さらにケーブルテレビに加入するという方法があります。また、電波状況が良好でない地域においては、共聴施設による視聴という方法があります。

次に、2の現状と課題であります。(1)の世帯カバー率は95.2%となっております。また、(2)の難視地区対策計画であります。①の新たな難視世帯が1,421世帯、②のデジタル化困難共聴世帯は272世帯となっております。また、③は出典は別であります。現在、アナログテレビも視聴できない世帯が1,740世帯ございます。次に、(3)の県内の共聴施設の状況についてであります。まず、①であります。山間部などの地理的要因による難視聴解消を目的に設置されている辺地共聴施設にはNHK共聴施設と自主共聴施設の2種類がありまして、NHK共聴施設につきましては、米印にありますとおり、NHKの責任において対応することとなっております。また、自主共聴施設は328施設ありまして、対応済みが69施設、残りが259施設あり、そのほとんどの253施設が本年度中に改修もしくはケーブルテレビ網に加入する予定となっております。なお、その他の4施設につきましては、共聴施設を廃止して直接受信への移行などと

なっております。次に、②の受信障害対策共聴施設につきましては、これは、米印にありますように、ビル陰などによる難視聴解消のために設置されているものでありまして、176施設のうち対応済みが157、計画ありが12、未定または未把握が7施設となっております。

23ページをごらんください。3の今後の取り組みであります。まず、(1)の国の基本方針であります。辺地共聴施設につきましては来年3月まで、県や市町村などの公共施設についてはことし12月までに対応を完了する、また、地上デジタル放送開始までに対策が困難な世帯については、平成27年3月までの間、暫定的に放送衛星による受信対策を実施するとなっております。

次に、(2)の具体的な対応についてですが、①のいわゆるデジサポ宮崎では、県内全域で相談会を開催するとともに、先月から直通電話による受信相談の受け付けを開始したところであります。②の経済的に困窮している方への支援につきましては、総務省地デジチューナー支援実施センターが、NHK受信料全額免除世帯を対象にチューナーの無償給付を実施しております。また、③の全国一斉地デジ化テストの実施につきましては、来月、7月4日17時59分から18時までの1分間、NHK及びすべての民放において図1のようなアナログ放送が終了した状態、いわゆる砂嵐状態による放送が行われる予定であります。24ページをお開きください。④のアナログ放送の終了に向けた放送対応の手順についてですが、まず、7月5日からは図2のとおり、画面の上と下の黒い部分、いわゆるレターボックスを活用して告知スーパーを随時流すこととなっております。また、イであります。来年の1月からは、図3のとおり、

レターボックスに常時告知スーパーが表示されることとなります。25ページをごらんください。来年の7月にはアナログ放送の番組が終了し、7月24日まで図4のようなお知らせ画面による表示が行われる予定となっております。

次に、(3)の県の取り組みについてであります。県としては、46都道府県で構成する検討会に参加し、国への要望活動や意見交換を行っております。また、②にありますように、国(九州総合通信局)や放送事業者等と定期的に協議、意見交換を行っているところであります。次に、③の市町村への情報提供等につきましては、国等からのさまざまな状況を提供するとともに、ケーブルテレビ網の整備により地上デジタル放送への対応を図る市町村に対しては、技術的な面を含め助言を行っております。また、④であります。ことし4月から地上デジタル放送相談員1名を情報政策課に配置し、県民や市町村からの相談への対応を行っております。最後に、⑤の周知広報につきましては、デジサポ宮崎や放送事業者等と連携し、移行1年前となる7月に、県立図書館においてPR展示を行うこととしておりますが、さらに機会あるごとに県民への周知活動を強化してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係、それから議案以外の報告事項ということで、委員の皆さん方、御質問があればお願いをしたいと思います。報告第2号、議案以外の報告事項ということで、県が出資している法人の経営状況について等々であります。御質問のある方はよろしくお願いをしたいと思います。

○鳥飼委員 口蹄疫関連広報についてお尋ねし

ます。3ページにありますけれども、補正で専決ということでされておられるわけです。新聞広告掲載6紙とテレビ・ラジオによるスポットCM各2局ということなんですけれども、そういうところのマスコミの自主的な広報というのは全く行われていないんでしょうか。現状についてお尋ねいたします。

○津曲広報企画監 御説明します。私どもが緊急対策で広報をやりたいということで新聞社、テレビ局、放送局にも相談に行きました。そして、私たちのこの2,400万余りの事業費を使ってやる事業以外に、皆様方、どんなことができるんですかと実はNHKにもお願いをしました。それで、今、各局、私たちの広報以外にも取り組みをいただいております。ラジオはラジオ、新聞は新聞、テレビはテレビで。それから、今、県内への広報がほとんどでございますが、テレビ局にあっては、福岡、大分、熊本、鹿児島の局にも宮崎の局がつくったテレビCMを、はっきり言いますと無料で流させていただきます。それぞれの放送事業者の人、新聞社の人、一生懸命御協力いただいて、御理解をいただいていると考えております。以上です。

○鳥飼委員 マスコミの皆さん方にも御支援、御協力をいただいているということで、本当にありがたいことだと思っております。

関連しまして、県への寄附についてなんですけれども、県への寄附についてはここに報告がありますように、これは企業分ということなんですけれども、福祉保健部でも行われておりますが、私がお聞きしたいのは、その寄附の取り扱いについて、共同募金とかいろいろやっていただいているんですけれども、NHKは御協力をいただいているというふうなこともお聞きしたものですから、現状、どういうふう

になっているのか、その理由は何なのかについてお尋ねをいたします。

○永山総合政策課長 口蹄疫関係の寄附としては3種類ございまして、報告を申し上げました法人等の寄附がございます。それ以外に口蹄疫の義援金ということで共同募金会のほうでやっていただいております。それから、ふるさと納税制度を活用したものが別途ございます。これは個人が行っているものでございます。今、御質問がありましたのは共同募金会のほうの義援金ということになると思いますが、それぞれについては、それぞれの放送事業者等の判断によるものというふうに理解をしております。

○鳥飼委員 実情を。

○永山総合政策課長 申しわけございません。義援金につきましては、福祉保健部のほうで所管をしておりますので、詳細については、私は承知はしておりません。

○鳥飼委員 詳細に承知をしておられないということですが、県庁の組織としてはそうかもしれませんけれども、永山課長が承知していないということは私は理解できないわけですが、それはそれとして、宮崎県にとっては災害といえますか、大変な状況ですので、協力をしていただくということは当然あってしかるべきはないかというふうに思っておりますので、その要請を継続してやっていただきたいというふうに思っております。

○津曲広報企画監 NHKの部分につきまして、ちょっと御報告をさせていただきます。NHKは通常の放送では特別出ておりません。しかし、今、デジタル放送と一緒にデジタルサービスというのがございまして、デジタルテレビのボタンの中の「d」というボタンを押すと文字放送があらわれます。それでは共同募金の受け付けをP

Rさせていただいております。ぎりぎりのところで御協力をいただいているところを十分御理解いただきますとありがたいかなと思っております。以上でございます。

○押川委員長 ほかにございせんか。それでは、その他、報告事項に入りたいと思います。御意見のある方はよろしく願いいたします。

○武井委員 御質問してまいります。内容が多いので事前に通告というか、こういうことをということで申し上げていた点をまず御質問をさせていただきたいと思います。県立芸術劇場の関係を一通り御質問させていただきたいと思っております。14ページに指定管理事業の2期指定ということでありまして、今回の決算書等も出てきたわけなんです、今後の2期指定に当たって、過去の音楽祭等を含めて御質問をしてまいりたいと思います。

今後、2期指定が始まっていくわけなんです、指定管理者である以上、当然、ほかのところもこれからエントリーもしてくるわけですから、そういった意味で平等性とか公平性とか、そういったものが当然担保されていってしかるべきであるというのがまず大前提としてあろうかと思っております。それを踏まえて御質問をまいります。まず、県職員の派遣の状況についてお伺いをいたしますが、おおむね削減をしていくというような方向性であるということは伺ったところなんです、具体的に現在何人で、何年後までに何人とか、おおむねどの程度で、将来的には全廃を目指すのかということ、それから、さっき申し上げましたが、そもそも論として、指定管理者に現職の職員を出向させているということ自体がそもそもの競争性、平等性に対して非常に疑義を感じるんですが、見解を伺います。

○安井文化文教・国際課長 御指摘がありましたように、現在、10名の現役の職員を派遣しております。かなり人数は減らしてきたところなんですけれども、今後も、公社改革方針等もございしますので、そういう指針も踏まえまして、極力なくす方向で検討していきたいと思っております。何名、何名というのは今の時点ではっきりは言えませんが、なくす方向でいきたいというふうに考えております。

それと、平等性ということですが、県職員が現実に行っている財団が手を挙げているということにはなりますが、審査項目等について評価をするということではございませんので、そういった意味では公平に選定はしているところでございます。

○武井委員 一方のほうには現職の職員がいて、一方のほうは全く外部の人がいるというのを、それを平等ですというのは、客観的に見ると私は非常に無理があるというふうに思っております。つまり、将来的には全廃するんだ、派遣はやめるんだということは県として明確に目標として持つという理解でいいということの確認をさせてください。

○安井文化文教・国際課長 県としてというのは今の時点でちょっとあれですけれども、私はその方向でいくべきだというふうに思っておりますので、そういう考え方で努力したいと思います。

○武井委員 わかりました。

次に、同じくなんです、県OBが副理事長で行っているわけなんですけれども、そういったことも含めてなんです、これも1番と同じなんですけれども、いわゆるところの天下りとか、再就職先になっているということ、これについても、先ほどの競争性という観点から

いくと非常に疑義を感じるんですが、そういった意味でOBの再就職先として今後もこの財団は継続されるのか、職員はだんだん減らしていくということでしたけれども、いわゆる再就職先としての位置づけとしてはどうなるのか、伺います。

○安井文化文教・国際課長 建前論というふうに思われるかもしれませんが、財団からそういう人材が欲しいという要請を受けて、県のほうはOBを団体のほうに出しております。現実に行かれています方も、行政を担当されたりして、実際に技術、能力を持った方ということで出しておりますので、今のところそれを続けていくということになると思います。

○武井委員 この財団というのは、本当は純粋な民間のところも入ったエントリーをして競争していくということなわけですね。そういった中で、一方には現職の職員はいるわ、OBはいるわというので、本当にこれが平等な公平的な競争になり得るのかというのは、そもそも疑問を感じております。

続いてなんですが、この財団は、今回、当然手を挙げられるんだらうと思うんですが、指定管理を外れた場合はどうなるのか。中には指定管理を外れて解散した団体というのもあったわけなんですけど、そういった中で財団は5年間、指定管理を受けてきたわけなんですけど、仮に指定管理がなくても自立できるような自助努力というのはされてきたのかといったようなこと、すなわち指定管理がなければ財団として立ち行かないというような状況ということであれば、これも競争性という意味でどうなのかなという感じがあるんですが、そういった自助努力を財団はしてきたのか、それとも指定管理がとれなければ基本的には解散をする性格のものなのか、

そこを伺います。

○安井文化文教・国際課長 財団は、もともと平成5年につくるときに劇場の管理運営等を行うことを目的につくっておりますので、それをもとに多様な文化活動をやっていくということになっておりますので、おっしゃるように、指定管理者がとれなければ設立当初の目的を失うということになります。ですので、民間に負けないように今、努力をしているというのが現状です。仮に指定管理者がとれなかった場合ということになりますけれども、劇場に、箱物にとられない文化活動をやっていくとか、あるいは他の団体と統廃合とか、あるいは財団を解散する、そういった選択肢も当然あるというふうに思います。ですが、県の文化振興施策との関連で財団をどうするかということもございまして、そういう検討は十分に進めていきたいと思っております。

○武井委員 続いてなんですが、財団が基金を持っていますね。15ページにもありますが、21年度で1億3,114万8,000円ですか、基金の取り崩しを行っているわけなんですけれども、これも、要は競争していくという中で、一方はもともと税金から拠出した基金を持っているということ自体というのも非常に特殊であり、こういったものがあるというのもどうなのかなと。つまり、今のあるべきようとして思うんですが、そもそもこの基金自体というのは、要は指定管理になっているわけですから、県に原則返納をさせるべきじゃないのか、前のリゾート基金とちょっと性格は似ているんじゃないかと思いません。また、仮に、財団が指定管理をとれなかった場合の基金のあり方、返納させるということになるのか。仮に残すにしても、基本的には大規模改修等のハード整備に限定をされるとか、こ

の基金のあり方については今後どのように考えていらっしゃるのか、伺います。

○安井文化文教・国際課長 おっしゃるとおり、もともと県が20億全額を出資して、取り崩して16億円弱になっているという基金でございますので、過去の経緯も踏まえまして、人とかあり方とかいうのは、今、検討をしておるところでございます。どうするということは検討過程でございますのであれですけれども、確かに、そういう問題点はあるというふうに認識しておりますので、見直しをしていきたいというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、改修事業について伺いますが、改修事業についてどの程度かかるのか。また、携わっている方に聞きますと、一つ一つの備品等が非常に特殊なもので、例えば、外国から取り寄せなければいけないから非常に高額であるとか、ただ、そういったものは日本でも十分代替できるものもあるのになというような話を聞いたりするんですが、そういった意味で今後、あの箱を維持していくための改修というのが一体どの程度かかってくるのか、また、改修事業における経費節減というものに対してどのような取り組みをされているのか、伺います。

○安井文化文教・国際課長 19年度から27年度までで概算で20億円程度を見込んでおります。具体的には、22年度までを目標に今、計画を進めてきたところでございます。来年度以降については、利用者の安全とかにかかわるものを優先しながら、今年度中に計画を立てて、どうやっていくかということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、経費の問題ですけれども、可能な限

り入札を行って、不要な額を出さないようにということでやっておりまして、21年度は1億7,000万円の事業費に対しまして、4,800万円の入札残ということになりました。また、財源も国の交付金等を活用するなど、いろいろ工夫をしているところでございます。以上です。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。パイプオルガンについて伺いますが、今、これの大規模改修工事をやっているんですけれども、実際、これを維持するための修繕等がどの程度かかっているのか、また稼働状況、それから、そもそもが非常に高額なものである中において、このパイプオルガンを維持していく必要性ということについてどのようにお考えになっていらっしゃるか、伺います。

○安井文化文教・国際課長 まず、実績ですけれども、平成20年度に改修を行いまして2,470万円、その他、21年度に調査・点検業務として87万円を支出しております。

それから、活用状況ですけれども、21年度はコンサートが10回、講習会が5講座、ワークショップが1講座、ふれあい体験を2回ということで活用を図っております。

今後どういうふうにご利用するかということですが、引き続き、県民の財産として有効に使えるような、そういう検討をしていきたいと考えております。

○武井委員 2～3年前まではなかなか普通の県民はさわらせてももらえないというようなことで、これは少し改善されたようなんですけれども、維持されるということであれば積極的な活用をお願いしたいと思います。

続いてなんですけど、今回これを質問するということですが、建物内の備品とか什器について、不適正

な事務処理のときでしたか、何かのときに指摘もありましたが、テーブルが600万するとか、物が非常に高額なものが多いというようなことであったわけなんです、そういった備品・什器の改善等についてはどのように考えていらっしゃるか、伺います。

○安井文化文教・国際課長 確かに、過去に買ったものの中にはテーブルが176万円とか、平成7年当時ですけれども、ございました。これはもちろん大事に使っていくということになりますが、更新する際には相応程度のものにしていくということで対応したいというふうに思います。

○武井委員 続いて、音楽祭と指定管理がセット事業になっておりますので、音楽祭のほうを少し伺っていきたいと思いますが、そもそも論として1点伺いたいんですが、貸し館事業と音楽祭、イベント、普通であればこういうのは分離して、指定管理なり、それぞれ募集をするということがあり得るべきと考えますが、県としてなぜ、これがセットで指定管理に出されるのかという基本的な方針をお伺いいたします。

○安井文化文教・国際課長 劇場はもちろん貸し館という機能も持っていますけれども、設立当初、貸し館だけではなくて、年間を通じていろんな文化事業をやっていこう、そういうものを県民に提供していこうということでつくられておりますので、貸し館と文化事業の一体的な運用というのを行って施設の特性を最大限に生かすということを考えた上で、セットで指定管理業務に入れているところでございます。また、音楽祭もセットになっておりますけれども、これも劇場を利用するということが前提になっておりますので、長期間、音楽祭にホールを使用したりするというようなこともございまして、そういった観点も含めて3つ一緒に指定管理を

させていただいております。

○武井委員 最初の指定管理の話ではないんですが、なかなか手を挙げづらいというか、これが分かれば、いろんな形でもっとアクターが参加しやすい環境があるのではないかと、うふうにも考えております。

続いてなんですが、結局、音楽祭は2年先のことをずっとやっていくというようなことでお話もあるわけなんです、いろんな発言の中にも、来年はこうしたいとか、来年のことは本当はプログラム委員会で決めて話をするべきことなんかも、かなり踏み込んだ発言なんていうのも毎回毎回見られるわけなんです、そういった2年前のことまで考えるという性格をかんがみますと、指定管理の決定というのを去年というか、もう一年早くやるべきじゃないか。つまり、1年ぐらい移行期間を設けながら、次の指定管理者の意向なんかも反映される形で運用していくということがあってしかるべきではなかったかと考えるんですが、見解を伺います。

○安井文化文教・国際課長 事務的に言いますと、2年前に指定をしますと、その間に2年前の状況と変化が生ずるというようなこともございますので、長期間のブランクは好ましくないのではないかということも考えられます。それと、音楽祭については、指定管理の期間内に今の指定管理者が次のことも考えながらやっていくようなシステムになっています。1期目が終わるときには、2期目の第1回目の音楽祭が来年の5月にございますけれども、その分についてまで今の指定管理者が検討するというようになっておりますので、その点については整合性はとれているところでございます。

○武井委員 いろんな音楽家の方なんかの話なんかを聞いても、例えば、来年は若手にします

とか、来年のことまでもやりますとか、いろいろと話を聞いていると、非常に既定路線みたいな形のようなものを感じるんですが、総合プロデューサーという方なんていうのはいつまでなさるのかなとか、そういったことも感じるんですけれども、現実問題、発言とかを聞くと既定路線化しているような感じがするんですけれども、もう一回確認ですけれども、県としてはあくまでもそういうことではないという理解でよろしいということですか。

○安井文化文教・国際課長 先ほども申し上げましたけれども、指定管理期間中につきましては、指定管理者が5年間についていろんな企画立案をして音楽祭を実行していくということになります。来年度につきましては、ちょうど1期と2期の切りかえの時期になっていますけれども、第2期につきましても、音楽祭につきましては、今の指定管理者が企画立案したものを次の指定管理者が5月に実行するという役割分担になっておりまして、それは指定管理公募のときにも条件として示しておりますし、2期も示すことにしておりますので、その点は問題ないと思います。どなたをどうするかということにつきましては、県が決めるということではなくて、指定管理者の中で御検討いただいて、今までの流れとかで判断されていくことになるというふうに思います。

○武井委員 この前、委員会でも質問をした中で課題であったんですが、演奏者を公平に選抜する仕組みであるとか、音楽祭の県費の情報公開、こういったものがどういうふうになったか、特に謝礼についてという件、それからまた、ホテルなんかもうちょっとリーズナブルなものにすれば経費も下がるのではないとか、タクシー券の現状とか、そういったようなもの

中でのいわゆるところの情報公開及び経費の改善等についてはどのような形で進めていこうということなのか、お伺いをいたします。

○安井文化文教・国際課長 いろいろございましたけれども、情報公開ということでもございました。出せるものは財団のほうも我々のほうも出すようにしておりますが、おっしゃった中の出演料につきましては、やはり個人の情報、所得ということになりますので、財団もオープンにしていません。我々も知り得たとしてもやはりオープンにできないというふうに思っております。もちろん、検査等で知ってもおられますけれども、公開できないというふうに考えております。

それから、タクシー代とかホテル代につきましては、徐々に改善を図っておりまして、タクシーにつきましては、例えばタクシー券を配っていたものを、自分で払っていただいて事後に精算するとか、そういった支払いにすることによって用途を少し考えていただくとか、そういった使い方もしております。ホテルにつきましては、観光ホテルとシーガイア、2つのホテルが使われておりますけれども、協賛の関係ですとか、外国人の方は言葉の関係ですとか、いろいろありまして、引き続きその2つでやっております。

もう一つ、出演者の選び方の話もちよっとされましたけれども、これにつきましては、だれをどういうふうを選ぶというのは、専門的な観点から指定管理者のほうで行うべきことだと、それが適切ではないかというふうに考えております。

○武井委員 最後に県民参加等について伺いますが、県民参加がどのように推進されてきたのか、いろんなお声も聞くんですけれども、例え

ば、いろいろ手伝われるボランティアの方なんかでも、ボランティアの方は使われるだけで、出演者との交流とかもほとんどないといったようなことも伺ったりするんですが、ボランティアは県民ですから、県民の参加の方法とか、例えば出演者との交流とかの考えのあり方、そしてまた、この前、懇談会はできたわけなんですけど、私も今回、やるというだけでファクスをいただいたりとかいっぱいしたんですけれども、個人の立場の方でいろんな思いを確かにいっぱい持っていらっしゃる方もあるんですが、そういった方、いわゆる本当の市井の市民の声というものをどのように聞いてこられたのか、また、これからどのように聞いていかれるのか、また、どのように反映させていかれようとしているのか、お伺いをいたします。

○安井文化文教・国際課長 まず、県民参加ですけれども、これは、いろいろ御意見もいただいていますので、徐々に改善をしてきていると伺いますか、取り組みをしまして、例えばサテライトをふやしたり、ことしは都城が中心になりましたけれども、2カ所でやったりとか、あるいは街角のミニコンサートとか、県民の方が触れ合えるような、そういう仕組みも取り入れたりしております。今後、こういったふうにさらに御意見を聞いていくかということもございますけれども、去年の懇談会は終わりましたので、ことし、また、先ほど申し上げましたけれども、文化ビジョンというのを策定いたしますので、そういった中で各御意見を聞いたりとか、県民アンケートをとることになっておりますので、そういった形で音楽祭についても御意見を聞いていきたいというふうに思います。

それと、ボランティアのことがありましたけれども、劇場のほうも、ボランティアの方の活

用と伺いますか、活用した後のその方たちの満足できるような対応と伺いますか、そういったところにつきましては、それなりの問題意識は持っているようでございますので、向こうのほうで検討をしていくのではないかとこのように思います。

○武井委員 もろもろ御質問しましたが、適宜よろしくお願いいたします。以上です。

○横田委員 県民意識調査についてお尋ねしたいんですが、集計結果を別冊資料でいただいておりますが、後ろのほうに地域別の集計が出ております。この地域別の集計結果をどのように総括されているのかをお尋ねしたいと思います。

○永山総合政策課長 それぞれの項目について少しずつ特徴は出ているというふうに思っておりますが、全体的に見ると、県全体の評価とおおむね変わらないのかなというふうに思っております。本来であれば、経年的に見れるともう少し分析ができるんですけれども、21年度のアンケートから少しやり方を変えて、現在進めている16のものについての評価ということでやりましたので、今年度新たな問いということですので、またそのあたり、分析が十分にできていないところもございます。

○横田委員 今、課長が言われたように、少しずつでも地域の差というか、出ているなどと思って見たんですが、例えば、国のいろんな施策、あれが全国統一の施策で、それぞれの地方で実情に合わないというのがありますね。それと同じように、せっかくこういうふうに意識調査をされて、地域別の集計も出されたわけですので、そこそこの地域の実情に合った施策をすることが大事じゃないかと思うんです。執行部の皆さん方、きめ細やかな対応とよく言われますけれども、それがまさにきめ細やかな対応だと思

ますので、本当は一本でやったほうが楽だと思
うんですけれども、それをするためにこういう
集計をされたと思いますので、ぜひ、そういう
ことで方向づけをしていただければと思います。

○永山総合政策課長 このアンケートとは別に
今、総合計画の策定も進めておりますけれども、
その中では地域別の意見交換会等をやってお
まして、やはりそれぞれ特徴があるなというこ
とは実感をしているところでございまして、ど
れだけ地域別の施策あるいは事業を組み立てら
れるかというのは、さまざま困難もありますけ
れども、少なくとも、その総合計画の中ではそ
れぞれの地域に目を落としたような形で施策あ
るいはビジョンの組み立てができればというふ
うには考えているところでございます。

○横田委員 ぜひ、お願いします。

それと、口蹄疫に関してですけれども、県民
への協力依頼等ですが、コンビニとかスーパー
とかで踏み込み槽とかマット、あるところとな
いところといろいろあるんですけれども、あく
までもその事業者の自主的な設置ということで
考えてよろしいのでしょうか。

○永山総合政策課長 今回、5月18日の非常事
態宣言を発出をしましたけれども、あくまでも
これは理解協力ということでやっておりますの
で、それぞれの事業者の方々の判断ということ
にお任せしております。

○横田委員 もし、協力していただける場合に
は、マットとかは県のほうから提供するという
ことでしょうか。

○永山総合政策課長 畜産農家等は別にして、
それ以外の一般のものにつきましては、それぞ
れの御負担でお願いをするという形になってお
ります。

○横田委員 せっかく設置してあるのに、薬が

ほとんど入っていないからからの状態のとこ
ろも結構あるみたいなんですね。せっかくそう
いう意識を持ってやっていただくんだったら、
本当に効果のある設置をしていただきたいな
というふうに思いました。

もう一つ、寄附金とか義援金のことですが、
これのお金の使い道というか、分配、それは被
災された農家に対しての分配ということになる
んでしょうか。

○永山総合政策課長 まず、義援金につしまし
ては、基本的に被災された畜産農家への支援等
ということで集めさせていただいております。
それ以外、総合政策課のほうでやりました企業
からの募金等につきましては、県の行う口蹄疫
対策に対しての寄附ということでございまして、
その用途については、これから検討してまいり
たいというふうに考えております。ふるさと納
税の中でも口蹄疫への支援ということでいた
だいております。これについても、どのような形
で使うのかというのは、財政当局ともしっかり
話をしていきたいというふうに考えております。

○横田委員 被災された農家に対するいろんな
同情の声というのはいっぱいあるんですけれ
ども、それが、影響が広くなるにつれて批判の
声に変わっているような状況を感じるんです
ね。ですから、農家だけではなくて、いろん
なほかの産業の救済とか、そういう方向にも
使っていただけたらいいんじゃないかなと思
いましたので、どうでしょうか。

○永山総合政策課長 さまざま関連業界、あ
るいは商工団体等とも私も含めて意見交換を
させていただいております。それから、今、委員
が言われたような意見については、今回、関
係している市町が10市町ございますけれども、
首長さん方と話す中でも、もちろん畜産農家
は大変

な状況ではあるんですが、飲食業界であるとか、商店であるとか、本当に苦しい状況にあるということで、そのあたりについてどのようなサポートが必要なのかということも、少し落ちついて物を考えようというふうな話もしているところでございまして、どのような使い方があるのかということについては、今、3部局にまたがっている状態でございますので、そのあたりも含めて知恵を出していきたいというふうに思っております。

○井上委員 今の関連なんですけれども、私もそれを聞かせていただきたいと思っておりました。実は、昨日、山形屋前で街頭募金とかをさせていただいたら、県民の皆さんは本当によく関心を持っていただいて、ありがたく、これは本当に県民総力戦という言葉が、一つの大きな力にもなっているんだなということを改めて感じた次第なんですけれども、一方で、「どういう使われ方をするんですか」ということを言われて、たまたま、きのう立っていた部分は「共同募金会のほうに入ります」というお返事をさせていただきました。今、聞きましたら、企業のところは県の口蹄疫対策への寄附なんだと。3つに分かれていて、ちょっと私が情報不足かもしれないんですけれども、感覚的には一本のような感覚で私どもはいただいているというふうに思っておりました。実は県外の私の友人たちからも来ていて、それは、一本で入っているんですね。先ほど、横田委員からもありましたけれども、これは生産農家の皆様へという気持ち、生活支援だとか、その再開に向けてのというお気持ちがあったことは事実なんです。それはしっかり受けとめさせていただくと同時に、県内全体に広がってしまったわけですね。風評被害というだけではおさまらないものがあります

が、例えば、都城あたりでいくと、鹿児島からお見えになっていて喫茶店なんかに入っていたいたお客様が減って、7割方収益が減ったとか、キャンセルも含めてよく御存じだと思うんですよ。これについては、例えば、企業から入った分については総合政策課、こっちについては福祉保健部、ふるさと納税の分はここでというふうな感覚でこれについての話し合いをされるのか、それとも全体的な話し合いをするということになっているのか、そこだけ教えてください。

○永山総合政策課長 まず、窓口を分けたというのは、これは制度的な成り立ちがあって、共同募金会のほうは、当初、税の控除制度等がないということもありましたものですから、県の寄附、ふるさと納税については、それなりの税の制度が使えるということもありました。それから、直接農家に届けたいというふうなお声もありまして、十分説明をしながら、直接農家等に届ける場合には共同募金会のほうで、全体的な対策について言えば、法人であれば我々のほうに、そしてふるさと納税という制度は個人向けですので、ありますよというふうな御説明をしながらやってきたところでございます。ただ、状況が物すごく大きく広がっているということは紛れもない事実だというふうに思っております。ただ、共同募金会のほうが畜産農家への支援ということで募金を集めておりますので、そこがどこまで使途として広げることができるのかということ等も含めて、かなり慎重に考えなければならないことなんだろうなど。善意をいただいているわけですから、それにしっかりおこたえしなければならないと思っております。かなりの金額が集まってきておりますので、その使い道については各部局が検討するということ

ではなくて、一緒にどうするのかということについては検討していきたいというふうに思っております。

○井上委員 これには、例えば、私どものように、県民に直接会っていろいろのお話を聞く立場にある者からすれば、県議会の意見というのがまだ入る余地があるのかどうかですね。いや、私たちが全部決めますみたいなことになっているのかどうか、そこについてはいかがなんでしょうか。

○永山総合政策課長 共同募金会のほうは1次配分を畜産農家、たしか20万円だったと思いますが、配分委員会を開いて決定をするという仕組みになっております。ふるさと納税及び企業からの募金については、特に今後の用途について決め方を固定しているわけではございません。いろんな意見をいただきながら、一番いい、納得のいく方法は何なのかというのを考える必要があると思っていますので、共同募金会のものについても、どのような意見が県側から出せるのかということも含めて考える必要があると思っています。委員の皆さんからのいろんな意見も含めて、検討材料とする必要はあるだろうというふうには思っております。

○井上委員 最後ですが、非常にここは微妙なものが、いただいたものなので余計そうなんです、透明性というのが確保されないといけないと思うんですね。誤った情報も入っているわけですよ。農業の団体の方ががっちり取って、生産者には直接行かないんだみたいなことを言われたりする方がいて、「絶対そういうことはありません」ということとか、私どもはそういうふうに……。だから、この広報についてもしっかりとしないと、私は勘ぐられるようなことがあっては絶対いけないと思うんですね。ですか

ら、余計に生産農家の皆さんがいただくことによって肩身の狭い思いをされるようなことがあっては、またいけないというふうに思いますので、お金ですので、丁寧な透明性のあることをしっかりと先ほどありました広報の中に、こういうふうな使い方、これはこういうふうで、しっかりとこんなふうになりますということ、いつまでという期限もきちんと切らないといけないと思いますが、透明性のある形をとっていただきたい。ここはぜひ、お互いがつらくならないようにしていただきたいというふうに思います。これは要望です。

○永山総合政策課長 御意見を十分踏まえて対応させていただきます。

○前屋敷委員 私も義援金の件について、3つに窓口が分かれているというのは、はっきり言って存じ上げませんでした。それで第1回の配分が共同募金会のほうから出されたというのは知っているんですが、その後どうなるんだろうかという思いもあったし、今、お聞きすると、商工観光労働部であったり、ふるさと納税の関係であったりというのも、今お話がありましたけれども、一定の金額、そういう志が皆さんから寄せられているわけですから、一刻も早くそれが活かされる形で被災者の皆さんのところに届く手だてというのを早急にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているところです。そのことをぜひ強く要望もしておきたいと思います。

それと、1つは意識調査の件ですけれども、中身も十分まだ読んでいないところではありますけれども、県の施策についての評価であるとか、考え方であるとか、アンケートをとられた結果だと思っています。これが新たな施策に活かされるということでもありますけれども、私は、今

後の課題になるかと思いますが、今の施策についてどうですかというアンケートのとり方ですね。その中でもう一つ、どういことを望んでいるかという具体的なものが反映されることが、今後新たな県民施策をつくり上げていく上では、そっちのほうもより重視する必要があるんじゃないかなと思うんですね。例えば、17ページで教育の環境は整っているかということで、「整っている」「整っていない」「わからない」という回答にあわせて、どういう教育的な施策が必要かというようなものが反映されるような調査であることが望ましいんじゃないかなというふうに、見た実感でした。ぜひ、今後の課題にもなるかと思いますが、そういうところも非常に具体化をしていただいて、より県民の願いに沿った新たな県の施策ビジョンが打ち出されるようにしてほしいというふうに思いますので、これは強い要望でお願いしたいと思います。何かあれば。

○永山総合政策課長 昨年度まで、このアンケートの中では、「どの施策が大事だと思いますか」というふうな問いをしておりました。おおむね3年間やってきて、その答えの傾向が余り変わらないということ、それから新たな総合計画の策定にかかるということで、今回は県が取り組んでいるものについての評価というふうな聞き方をしました。それから、総合計画策定上もアンケート調査等を行ってございまして、どのような施策を今後20年を見据えた場合に必要なのかということについてもお聞きしております。ただ、具体的に、例えば教育環境についてどういう施策が必要かということになると、なかなか突っ込んだところまでアンケートではとりにくいという面もあります。そういう点については、地域の人意見交換会等も行っておりますので、

そういう中でさまざまな意見は集約をしていきたいというふうに思っております。今後、アンケートの中で、今、委員から御指摘があったようなこと、反映できるものがあればしっかり対応していきたいと思っておりますが、ただ、アンケートというのは量が多くなればなるほど回答率が下がるという非常に難しい問題もあって、そのあたり、技術的なところも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○前屋敷委員 確かに、アンケートは余り記述式があると回答が少なくなるというような面もあるんですけども、そういう項目も入れつつ最大限そこにも活用していただくという方向を持っていくことは必要かなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、芸術劇場の件で今、るる御質問もあったところですけども、今度、2期目の指定管理の改定ということで、この5年間どうだったのかということをしつかり総括しなきゃならないと思うんです。特に、文化芸術、非常に大事なことだと思います。とりわけ文化芸術が県民にもひとしく享受できるということが本来必要なわけで、そういう部分をやはり公が担うと。今、こういう経済状況の中で簡単には文化教養の部分で質の高いものが享受できないという側面もある中で、いかに安く音楽も含めて享受できるかという点では、県の役割は十分果たしていただきたいというふうに思います。そういった点で指定管理者にした意味合いのところも十分検証しなきゃならない。特に専門性が問われるだけに、指定管理ということにもなったんだろうと思うんですけども、やはりそこには財団が、県の専門性を持つ方をぜひということで要請があったという回答もありましたけれども、そうであるならば、本当に県が独自に経営する

こと、それから指定管理者にゆだねなければならなかったのかということもあわせて、この5年間の経緯を財政面も含めて十分検証をしていく。一定、ここの中で評価も出されておりますけれども、もっと細かく検証していく必要があるんだと思います。そして、県民にもその点を十分評価ができるような形で意見の集約その他含めて、十分な調査も必要かというふうに思います。そういったことも踏まえて、今後どう進めていくのかという点で、新たに選定をされた委員の方々に第1回目の委員会を開かれたようですけれども、そういうところも踏まえて、県民の声、要望などがどれだけ生かされるかということが大事だと思いますので、私ももっと中を深く検証していかなければなりませんし、今の段階ではなかなかそこまでまだ行っていないというのが状況ですので、これからそういった立場で見させていただきたいというふうに思っております。

それと、口蹄疫の関係で、報道と申しますか、県民の皆さんへの協力要請の点で、今、消毒ポイントもふやしたり防疫を徹底しながらも、なかなか終息に向かわない。終息しつつあったところにまた、ほかの新たなところで発症したという経過の中で、もっと消毒の徹底などが言われていること、必要と思われることは存分にする必要がありますので、本当に消毒という防疫体制は必要だと思います。そのためには、道路のマットだとか車の消毒など、通行される住民の皆さんの協力なしには徹底されないということがあって、テレビ、ラジオ、その他の報道で十分協力を呼びかけておられると思うんですけれども、しかし、ポイントがふえればふえるほど時間がかかってくるので、日中はよくても、朝夕がかなりラッシュになったりして、そ

こを通らずに迂回をするとか、いろんなことが想定されるんですね。そういった意味では県民の皆さんの協力をいただいて、本当に一日も早く終息させるんだという思いがやはり県民の皆さんに伝わっていくような協力要請の報道を、申しわけないけれども、朝はもうちょっと早く出勤をしていただくとか、帰りは朝ほどはないかもしれませんが、そういうような丁寧な報道で協力をいただくことが今、必要じゃないかなと。いろんな方の意見を聞いたり状況を見るにつけて、そういうふうなことが必要かなと思っておりますので、ぜひ検討していただいて、報道の中身も精査していただきたいというふうに思っておりますので、そこをお願いしたいと思います。

○押川委員長 よろしくお願いをいたします。

○鳥飼委員 簡潔にお尋ねいたします。1つは、政策評価の実施についてということでお聞きします。ここで外部評価と内部評価というふうに書いてあります。外部評価は外部評価委員会が行う、内部評価は県職員が行うことになっておりますが、なぜ、外部評価が内部評価まで行えないのか、また逆に、県職員も重点項目ごとの評価を行わないのか、端的に事例を1つ挙げてでいいですから、御説明ください。

○永山総合政策課長 総合計画の構成上、56の重点項目を具現化するための取り組みが122でございますので、これについて内部評価を行って、それらの積み上げについて、このメンバーに十分説明をすることで56の重点項目について外部評価を行うというふうなシステムにしているところでございます。実質上は相当程度職員から説明をして、議論をした上で評価をしていただきますので、かなり突っ込んだところでやられているのではないかなと。ただシステム上、そ

ういうふうに分けているということでございます。

○鳥飼委員 理由をお尋ねしています。システムは今、説明がありましたので、わかっているんです。

○永山総合政策課長 この取り組みを始めましたときに、評価委員の評価が県職員の内部評価に引っ張られるのではないかというふうな意見がございました。それを踏まえまして、構成するものについては内部評価で、その結果等について外部評価でというふうな仕分けをしたところでございます。

○押川委員長 何か具体的に例を挙げてわかりやすいような説明ができるものがあればということでの委員の質問であります。あればお願いしたいと思います。

○永山総合政策課長 例えば、戦略1-1の中の重点項目で学校支援ボランティアやコミュニティスクール等、地域の人材を活用した取り組み、これが外部評価委員がやる取り組みでございます。これについての構成としては、学校支援ボランティア等、多様な人材の活用とか、青少年の健全育成のための家庭や地域の取り組みの促進であるとか、子供たちの体験活動の充実という取り組み事項がありまして、それぞれについて職員が評価をして、その結果を報告して、トータル及び全体的な数値の状況等を見て、外部評価委員がこの重点項目について評価をするというふうなシステムになっております。

○鳥飼委員 今回はそれでよしとしておきたいと思えます。

「文化振興ビジョン」と「国際化推進プラン」というのが出ておりますが、ビジョンとプランというのはどのように違うんですか。

○安井文化文教・国際課長 結論から言うと、

多分、そんなに難しい使い分けはしていないと思いますが、うちの場合で言いますと、ビジョンのほうがより期限を設定せずに長期的に考え方を示したものであるというようなイメージで、プランのほうは、10年というふうに切って、その中で何かをやろうという目標を持ったというような形で、その辺の違いがあるのかなというふうに思いますけれども、基本的には、ほかの例で見ましても使い方はそんなに厳格なものはないと思います。

○鳥飼委員 意地悪なような質問で失礼しましたけれども、そうしますと、文化振興ビジョンには何年間というのは、先ほど御説明はなかったんですが、ないということですね。

○安井文化文教・国際課長 特に期限は設定しておりませんが、実際のところは5年ぐらいで見直しをしております。

○押川委員長 やがて12時を迎えるわけですが、委員の皆さん方はまだ質問はたくさんありますか。このまま続行という形でよろしいですか。

○鳥飼委員 43ページに「South Wind」とか「国際プラザニュース」とかいうのが事業報告で出ているんですけども、2,700部と4,400部、これの配布手段、果たして外国人の方とかに行っているのかなと思っているんです。具体的に把握しておられれば御説明いただきたいと思えます。

○安井文化文教・国際課長 ちょっとお待ちください。

○鳥飼委員 また後ほどお聞きしたいと思えます。実は、韓国に留学をした公立大の学生がいて、僕らもいただくんですけども、そういう学生さんにもあったほうが非常にいいなというようなことも感じたものですからお尋ねを

したところです。

県立芸術劇場について2問程度お尋ねいたします。今、15回ぐらいだったと思いますけれども、最初、県議会議員もちょうネクタイをして、これを盛り上げようということで行かれた方も多数おられて、私は持っていなかったものですから、そのときは行きませんでしたけれども、今や日本を代表する音楽祭になった。世界を代表すると言っては大きいかもしれませんが、それほどにこの宮崎の地というものが、この国際音楽祭で「宮崎に国際音楽祭あり」というふうになったと思うんですね。それは、アイザック・スターンさんを招致する、それからその後、シャルル・デュトワさんが来られてやられたわけですが、それについての評価はどのようにされているのか、評価についてお尋ねします。

○安井文化文教・国際課長 15回目を先日終わらせましたけれども、15回の評価と申しますと、毎年1回、こういった質の高い音楽祭があるということで、やはり県民の文化意識の高揚に寄与したと。それでもって全国にも宮崎の力を発信できたということで一つは成果があったのではないかなと思います。

具体的に県民の中にどうやって広がったかということが大事かと思うんですけれども、例えば、みやざき国際ストリート音楽祭というのが宮崎市の中心市街地でございますけれども、あいったものの取り組みとか、川南町でモーツァルト祭というのを独自でいろいろ工夫されてやっておられますけれども、そういったものは国際音楽祭が影響して広がっていった結果じゃないかなというふうに思います。

それと、ボランティア等のコンサートとかの協力とか、そういった広がりが出てきたという

のも、やはりこの音楽祭を実行してきた大きな成果ではないかなというふうに考えております。

○鳥飼委員 ストリート音楽祭もことし行進に参加をしてくださいというのが来て、私、健康管理が不十分で風邪でうんうんうなっていたんですけれども、歩かれた方もいたというふうに思っておりますが、地元は地元で盛り上げていこうというようなのがあるというふうに思っております。

そこで、時間が12時を過ぎましたので1点だけ。宮崎の観光とどう結びつけていくのか。私はこの間、デュトワさんの指揮で「火の鳥」、フィラデルフィア管弦楽団でしたけれども、余りそんな柄じゃないということは重々承知をしているんですけれども、行ってきました。東京から格安でというので来ている。やはり宮崎でやるのは安いんですね。それはなぜかという、そういうお金が出ているからなんですね。東京に行ったら1万円ぐらいかかるというようなものが半額以下で聞けるというような状況があるだろうと思うんですね。それに照準を当てて観光振興といいますか、エージェントとタイアップしてやるとか、そういうことも一つ考えられるのではないかなと思うんですけれども、その辺については何か議論をされたことがあるのか、しておられるのか、お尋ねします。

○安井文化文教・国際課長 結論から言うと、具体的にどうするというはまだまだありませんけれども、青木館長のほうも観光とか、航空とか、外国のほうとかセットで考えないといけないんじゃないということをおっしゃっていますので、そういった方向で考えたいと思います。

それと、今、5月の連休と絡めてやっておりますけれども、これは、あえて県外からということじゃなくて、連休中ということでもたまたま

来ている方もおられるということもあると思いますので、そういった方も取り込むようなことを考えていかなきゃならないのかなというふうに考えております。

○松村委員 報告事項について、確認だけさせていただきますけれども、口蹄疫の就学支援対策の件で、私立高校の保護者の収入が激減したときの減免制度の周知等を図るということで書いてございますけれども、すべてではないと思うんですけれども、一部の生徒さんとか、地域の発生農家とかもあるでしょうし、あるいは地域全体とすると、慢性的な朝夕のラッシュのために通勤が間に合わなくて送り迎えしているとか、いろんなケースも出ているんですけれども、私立高校の口蹄疫に対して影響を受けるための対策とか通知、連絡等は、発生農家あたりに対してだけ出しているのか、それとも私立高校自体が全生徒に向かっていろんな書類等で通知しているのか、この方法について確認したいんです。

○安井文化文教・国際課長 県のほうから私立学校に文書を出しておるんですけれども、その後の通知の仕方については今、確認がとれないんですけれども、調べますけれども、県のほうからは各私立学校に、こういうふうに保護者の方に指導してください、授業料減免もごさいますよとか、奨学金の活用もごさいますよといったような案内は差し上げております。

○松村委員 わかりました。発生農家のお子さんたちもメンタル的に非常にシビアになっていまして、呼びつけて、「あなたのところ大変じゃないの」と言われると、特に私の地元は児湯郡ですので、あのあたりから通われる子たちには、学校を休んでいるという子もいらっしゃいますので、そのあたりを学校サイドにも十分お伝え

願いたい。

○安井文化文教・国際課長 そういうことであれば、また改めて学校のほうを指導しまして、プライバシーの問題とか、配慮とか、心の面です、特定されてはいけないとか、そういったことも注意するように各学校に対して御連絡をしたいと思います。

○松村委員 よろしくお願ひします。

もう一点ですけれども、国際化交流協会の報告の中で、外国人との交流という形で、施策の中で5,000万弱の予算の中でやられていると思うんですけれども、私も児湯郡というところで、余り外国人はいらっしゃらないんですけれども、ところが、隠れた中に、企業の中に研修の外国人の方がいらっしゃいます。研修で1年とか3年とかお見えになるんですけれども、意外と地域と交流されていない。企業内で宿舎の中で動いていて、せっかく宮崎にお見えになるんだから、そういう研修生の方も地域の中である程度宮崎県を理解して楽しんで帰っていただくとか、あるいは経営されている皆さんも、研修制度の取り扱いの中で、地域の中に溶け込むのに非常に気を使っていらっしゃって、児湯郡も農業施設とか結構あるので、外国人の研修生の方はたくさんいらっしゃるのになと思いなながらも、なかなか日常の中では交流したりお見かけする場面がないので、人数としては結構いらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、その方々にぜひ、何かチャンスがあったら宮崎県のよさとかを理解していただいたり、交流を広げていただいお帰りいただければなど。そういう形の予算とか、その中での事業とかはこの中に入っているのでしょうか。

○安井文化文教・国際課長 多分、特定してそういう形ではないと思いますけれども、宮崎

におられる外国人の方に、どういう方であれ、同じような気持ちで宮崎のことを理解していただくということも考えて施策をやっております。ただ、今おっしゃったような方を特定するというのではないのではないかと思います。

○松村委員 商工か農政の事業の範囲かもしれませんけれども、結構いらっしゃるみたいなので、ぜひ、そのあたりが施策から漏れているのかなという気もしますので、また御配慮をよろしくをお願いします。終わります。

○押川委員長 よろしくお願いいたします。

その他の中で御質問があれば受けたいと思いますが、その他。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 ないようでありますから……。

○安井文化文教・国際課長 先ほどの鳥飼委員のほうからお話がありました「South Wind」の配布先ですけれども、学校とか大学、文化施設、駅、空港、市町村、支所、交流団体、あと、会員ということになっておりますので、外国人の方を特定するというではありませんが、どこかで目に触れていただくような形で置いておるとい形でございます。以上です。

○押川委員長 それでは以上をもちまして県民政策部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時59分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

総務部であります。稲用部長を初め、今回の口蹄疫発生から50日を過ぎておりますけれども、それぞれ皆さん方、懸命な収束作業等にいろんな形で御尽力いただいておりますことに対

しても、我々委員も大変感謝をしておりますのでありまして、できれば早く終息することが非常に大事だということでもありますから、きょうはそういった意見あたりも出ささせていただきながら、皆様方の考え方もお聞きをしていきたいというふうに考えております。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いしたいと思います。

○稲用総務部長 議案等の御説明の前に、1件、御報告とおわびをさせていただきます。職員の不祥事についてであります。

平成20年度から21年度にかけて、農政水産部の職員が所属の親和会費を横領していたという事実が発覚いたしました。去る5月31日付で、本職員を懲戒免職処分に、その当時の上司2人を戒告処分としたところであります。一昨年度、昨年度に引き続きまして、このような事件が発生したこと、そして、きょうもお話がありましたように、口蹄疫という未曾有の危機に直面して、職員、県民の皆様、懸命にその対応を図っている中で、このようなことを御報告しなければならないというのは、非常に痛恨のきわみでありまして、深くおわびを申し上げます。

今後につきましては、職員にその意識といたしまししょうか、公務員倫理、全体の奉仕者としての意識をさらに徹底しますとともに、事務処理のあり方についても厳正にしていきたいと思っておりますし、この問題が起こったことの一つのきっかけといたしまししょうか、職員の個人的な問題ということもあろうかと思っておりますので、そういうことに対しまして、相談、把握といたしまししょうか、そしてその対応ということをしつかりとやっていきたいと。そのことによりまして県民の皆

様の信頼を早く回復したいというふうに思っております。

それでは、議案等につきまして、説明させていただきます。

お手元に配付しております総務政策常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度6月補正予算案の概要についてであります。今議会に提出しております予算案は、議案第1号と第14号であります。

まず、議案第1号による補正は、口蹄疫に関する緊急対策に伴うもので、5月臨時県議会で措置しました補正予算に続く第4次緊急対策予算であります。補正額は、一般会計で426億2,153万円の増額であります。この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金422億3,264万円、繰入金3億8,889万円であります。

次に、議案第14号は、宮崎県議会申間市選出議員補欠選挙に伴う経費を措置するものであります。補正額は、一般会計で2,923万5,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、6月補正後で6,315億2,692万6,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源は、全額が繰入金となっております。

次に、2ページをお開きください。一般会計の歳出の款ごとの内訳ではありますが、議案第1号はすべて農林水産業費、議案第14号は総務費でございます。

次に、4ページをお開きください。総務部における6月補正の課別集計表でございます。表の補正額の欄の一番下にありますとおり、総務部といたしましては、合計2,923万5,000円の増額をお願いしております。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案関係について御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、清算所得課税制度の廃止などの改正を行うものであります。

次に、資料の7ページであります。議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、総務省令の一部改正に伴い、県税の課税免除または不均一課税の適用期限を延長するなどの改正を行うものであります。

次に、資料の8ページをお開きください。議案第6号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」であります。これは、労働基準法改正を受けまして、1カ月に60時間を超える時間外勤務を行った場合に、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、正規の勤務時間における勤務を要しないこととすることができる「時間外勤務代休時間制度」を新設するものであります。

次に、資料の9ページをごらんください。議案第7号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、育児・介護休業法及び国家公務員の育児休業等に関する法律等の改正を受けまして、配偶者が既に育児休業をしている職員の育児休業等の取得を可能とするなど、国に準じて育児休業制度等の拡充等を図るものであります。

次に、10ページをごらんください。議案第11号「小林市と西諸県郡高原町との境界の一部変更」についてであります。これは、当該区域におきまして圃場整備事業が実施されたことに伴い、市町の境界変更を行うものであり、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、県議会の議決に

付するものであります。

特別議案といたしましては、以上の5件であります。

次に、専決処分の承認を求めることについてであります。

13ページをごらんください。報告第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」の専決報告についてであります。これは、地方譲与税及び地方交付税の確定並びに地域活性化・公共投資臨時交付金の追加配分等に伴い、平成22年3月31日に専決により補正を行ったものであり、補正額は、35億9,814万1,000円の増額となっております。この結果、平成21年度一般会計歳入歳出予算の規模は、6,327億3,655万7,000円となります。

次に、14ページをお開きください。報告第2号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の専決報告についてであります。これは、平成22年4月28日に専決により補正しました、口蹄疫に関する第1次緊急対策でございます。補正額は、32億9,883万9,000円であります。

次に、報告第3号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」の専決報告についてであります。これは、平成22年5月12日の専決分で、口蹄疫に関する第2次緊急対策でございます。補正額は、2億964万6,000円であります。

次に、15ページをごらんください。報告第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、平成22年3月31日に専決により不動産取得税、自動車税に係る関係規定の改正を行ったものであります。

専決処分の承認を求めることにつきましては、以上の4件でございます。

次に、報告事項であります。

別冊の6月定例県議会報告書をごらんください。まず、4ページの損害賠償額を定めたことについてであります。これは、県有車両による交通事故の損害賠償額について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

次に、183ページの平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書であります。これは、平成21年度の議会において御承認いただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告するものであります。

報告事項につきましては、以上の2件でございます。

最後に、その他報告についてであります。

先ほどの委員会資料のほうに戻っていただきまして、資料の16ページをお開きいただきたいと思います。本日、御報告いたしますのは、ここに記載の平成21年度における行財政改革の取り組み状況についてでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○日隈財政課長 お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。今回、お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。上のほうの（1）の総括の表でございますけれども、中ほどの平成22年度の6月の区分のところでございますけれども、議案第1号とありますのは、今議会初日の6月7日に提案させていただいております口蹄疫の第4次緊急対策分でございます。また、議案第14号とありますのは、6月10日に県議会の串間市補欠選挙の経費分として追加提案させていただいた補正予算の分でございます。

それぞれの内容について御説明いたします。

まず、議案第1号についてであります。歳入についてでございますけれども、まず、自主財源につきましては、繰入金が3億8,889万円、依存財源につきましては、国庫支出金が422億3,264万円のいずれも増額となっております。この結果、この表の一番下の欄でございますけれども、補正による歳入合計は、426億2,153万円の増額となっております。

続いて、議案第14号でございます。議案第14号の財源は、全額が自主財源の欄にあります繰入金2,923万5,000円であります。したがって、補正後の一般会計の予算規模は、この表の補正後の欄の一番下に書いてございますけれども、6,315億2,692万6,000円となります。

下の(2)の表をごらんください。ただいま御説明しました歳入の科目別の概要についてであります。まず、繰入金についてでございますけれども、議案第1号、第14号とも、財政調整積立金、財政課所管の基金でございますけれども、この積立金よりの繰り入れでございます。これにより、財政調整積立金の残高は、28億7,000万円余となります。次の国庫支出金は、議案第1号のみでございます。これは、口蹄疫対策として農林水産省のほうから交付されます消費・安全対策交付金でございます。金額が422億3,264万円の増額でございます。

歳入については以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方総務課長 総務課でございます。損害賠償額を定めたことについて御報告をいたします。

先ほど部長が説明いたしました、お手元の平成22年6月定例県議会提出報告書の4ページをお開きください。下から3番目の事案、平成22年1月15日に発生いたしました県有車両による交通事故の損害賠償でございます。この事案は、

延岡県税・総務事務所職員の運転する県有車両が、ここに記載してあります相手方の車両に接触したものでありまして、物件損害の和解契約を締結したところでございます。損害賠償額は21万7,700円でありまして、全額、損害賠償保険から支払われました。

交通事故防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでございますけれども、今後とも、その徹底を図っていくこととしております。

総務課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○桑山人事課長 人事課所管の議案2件につきまして、お手元の委員会資料で御説明申し上げます。

8ページをお開きください。議案第6号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正理由であります。長時間にわたる時間外労働の抑制を図る観点から、月60時間を超える時間外勤務を行った場合の法定割増賃金率の引き上げ、それから、その支給にかえて有給休暇を付与することができるという制度が労働基準法の一部改正により創設されたところでございます。これを踏まえまして、本県においても同様の措置を講じるものでございます。

次に、2の主な改正内容であります。時間外勤務代休時間制度の新設でございます。これは、月の時間外勤務が60時間を超えたことにより時間外勤務手当の支給割合を引き上げて支給すべき対象の職員が希望した場合には、その時間外勤務手当の割り増し分の支給にかえまして、正規の勤務時間における勤務を要しないとすることができる。言いかえますと、特定の日に休

みをもたらすことができる制度を新設するものでございます。なお、米印にありますように、60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給率引き上げにつきましては、昨年11月の定例会で条例改正を済ませております。

次に、3の施行期日であります、1カ月程度の周知期間を置いた上で本年の8月1日としたいと考えております。

なお、下のほうに具体例を挙げておりますので、これにより今回の改正の内容を簡単に御説明させていただきたいと思っております。まず、グラフの部分であります、平日の午後10時までの時間帯におきまして、月76時間、時間外勤務を行った場合を書いております。時間外勤務手当の支給は76時間すべてについて、100分の100の上の25%の割り増しがつきます。ただ、今回の労働基準法の改正に伴いまして、60時間を超える部分につきましては、16時間あります、濃く塗りつぶしてありますところありますけれども、さらに25%の割り増しがつくということになります。この場合、右上の枠囲みの中に書いてありますが、この16時間分につきましては、職員が希望した場合には、引き上げ率100分の25という率、これを16時間に掛けまして4時間という数字が出てまいりますが、この時間を時間外手当を受け取るかわりに、代休時間として休むことができるという制度でございます。

なお、この場合にも当然のことながら、100分の125のところまでの時間外勤務手当は支給されることとなります。

第6号の説明は以上でございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思っております。議案第7号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてで

ございます。

1の改正理由であります、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境整備を目的に、昨年、育児・介護休業法及び国家公務員の育児休業等に関する法律などが改正されたことに伴いまして、本県でも国と同様の措置を講じるものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。まず、

(1)の育児休業等を行うことができる職員の拡大でございます。これは、現在の仕組みでは、配偶者が子供の養育を行うことができる場合、あるいは配偶者が育児休業をとっているような場合には、その職員は育児休業または育児短時間勤務あるいは部分休業をすることはできませんでしたが、この改正によりまして、そうした場合でも育児休業等の取得が可能となるように制度を改正するものでございます。

次に、(2)の産後期間中の育児休業の取り扱いの変更であります。育児休業を取得できるのは1人の子供につきまして1回が原則でございますが、配偶者の出産の日から57日間(8週間)の間に最初の育児休業を取得した男性職員は、特別の事情がなくても、再度の育児休業の取得を可能とするものでございます。

それから、(3)の再度の育児休業等を行うことができる要件の緩和でございます。現行の制度では、最初の育児休業等の終了後、配偶者が3カ月以上にわたって育児休業などを取得した場合などに再度の育児休業等が認められておりますけれども、これを、今後は配偶者が育児休業等を行ったかどうかにかかわらず、最初の育児休業等から3カ月を経過していれば再度、育児休業等を取得することができるものでございます。

次に、(4)の時間外勤務の制限の強化でござ

います。これは、3歳に満たない子供のある職員が当該子供を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除きまして、時間外勤務をさせてはならないという規定を新たに設けるものでございます。

最後に、3の施行期日につきましては、国と同様に本年6月30日を予定しております。

説明は以上でございます。

○日隈財政課長 委員会資料の13ページをお開きください。予算の専決について3件御報告いたします。まず、報告第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）」であります。

これは、地方譲与税及び地方交付税の確定並びに地域活性化・公共投資臨時交付金の追加配分等がございましたので、それらに伴いますものでございます。議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

まず、歳入につきましては、いずれも2月補正予算編成以降の増減の補正でございまして、県税3億6,500万円の増額、地方譲与税16億3,384万1,000円の増額、地方交付税10億3,221万9,000円の増額、交通安全対策特別交付金788万円の増額、国庫支出金43億3,305万9,000円の増額、財産収入1億501万8,000円の増額、繰入金61億3,240万8,000円の減額、諸収入2億9,613万2,000円の増額、県債19億5,740万円の増額となっております。

次に、歳出についてでございますが、総務費は36億2,008万9,000円の増額でございまして、その内訳は、地域活性化・公共投資臨時基金への積み立てが36億3,114万2,000円の増額、退職者の確定に伴う退職手当が1,105万3,000円の減額となっております。衛生費は、5億7,877万1,000円の増額でございまして、その内訳は、

医療施設耐震化臨時特例基金への積み立てが5億6,858万8,000円、産業廃棄物基金への積み立てが1,018万3,000円となっております。農林水産業費は71万1,000円の増額でございまして、森林環境税基金への積立金となっております。教育費は、4億143万円の減額でございまして、これは退職手当の確定によるものでございます。また、公債費につきましては、証券形式での県債発行経費について2億円の減額を行うものであります。

次に、14ページをお開きください。報告第2号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」でございまして、これは、口蹄疫に関する第1次緊急対策に伴うものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金2億5,300万円、繰入金5億4,583万9,000円、諸収入25億円のいずれも増額でございまして、

次に、歳出についてでございますが、総務費が、広報活動費の増額で、2,467万8,000円でございます。農林水産業費は、家畜防疫対策に6億8,417万円、農業金融対策として5,790万7,000円を措置したものでございます。なお、商工費につきましては、その全額が中小企業金融対策でございまして、補正予算の総額は、32億9,883万9,000円でございます。

次に、報告第3号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」でございまして、これは、口蹄疫に関する第2次緊急対策の分でございます。

歳入につきましては、その全額が財政調整積立金からの繰入金で、歳出につきましては、畜産農家の当面の生活支援に係る無利子融資制度の新設、あるいは家畜の出荷遅延対策についての予算を措置したものでございます。補正額は、合計で2億964万6,000円となっております。

財政課については以上でございます。よろしくお願いたします。

○永田税務課長 議案第2号、議案第3号及び報告第4号について、いずれもお手元の総務政策常任委員会資料により説明をいたします。

委員会資料の6ページをお開きください。議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、同法において、法人県民税及び法人事業税における清算所得課税制度が廃止され、平成22年10月1日より施行されることから、所要の改正を行うものであります。清算所得課税とは、法人が解散などにより清算手続に入った場合、手続終了後の残余財産が確定したときに、その残余財産から資本金等の額を控除したものを最終的な清算所得として、それに課税を行ってきたものですが、今回の改正により、ことし10月以降は清算手続中も通常と同様に、事業期ごとの所得に応じて課税されることとなったものであります。

2の改正の内容ですが、関係条項において、清算所得に関する部分を削除するとともに、その他所要の文言の整備を行っております。

3の施行期日ですが、地方税法の施行に合わせて平成22年10月1日より施行することとしております。

続きまして、7ページをごらんください。議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由ですが、(1) 過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が改正され、県税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補てん措置が適用される事業についてソ

フトウェア業が廃止され、新たに情報通技術利用事業が追加されたこと、(2) 過疎法及び中心市街地活性化法に基づく県税の課税免除または不均一課税を行った場合における地方交付税の減収補てん措置の適用期限が、それぞれ延長されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容は、(1) ソフトウェア業を情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンター業に改めるものであります。(2) 過疎法に基づく適用期限の延長については、平成23年3月31日まで、(3) 中心市街地活性化法に基づく適用期限の延長については、平成24年3月31日までとなっております。

3の施行期日等ですが、公布の日から施行し、平成22年4月1日に返って適用することとしております。

次に、委員会資料の15ページをお開きください。報告第4号「専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、宮崎県税条例の一部を改正する条例を専決したことについての報告であります。賦課徴収の根拠となる規定であり、直ちに条例改正を行う必要があったため、専決処分を行ったものであります。

1の改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、新築家屋の不動産取得税について、特例措置の延長等の改正が行われたこと、自動車税の環境に配慮した特例措置、いわゆるグリーン化特例について改正が行われたこと等により、所要の改正を行ったものであります。

2の改正の内容ですが、(1) 3年以内に取得した土地の上に一定基準の住宅を新築した場合に適用される不動産取得税の一定額を減額する特例措置について、適用期間を2年間延長し、

平成24年3月31日までとするもの、(2)自動車税のグリーン化特例について、燃費基準プラス25%達成車の税率軽減措置(おおむね50%)を継続し、プラグインハイブリッド車を税率軽減措置対象に加えるとともに、燃費基準プラス15%達成車の税率軽減措置(おおむね25%)を廃止するもの、その他地方税法改正に伴う所要の文言の整備を行っております。

3の施行期日ですが、平成22年4月1日より施行しております。以上でございます。

○茂市町村課長 市町村課でございます。市町村課の6月補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料(議案第14号)の5ページをお願いいたします。市町村課の補正予算でございますけれども、2,923万5,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、46億3,644万4,000円となります。

主なものについて、お手元の常任委員会資料に基づきまして御説明をさせていただきます。常任委員会資料の5ページでございます。まず、1の補正の理由についてでございます。去る6月7日、県議会串間市選挙区におきまして、定数は1人でございますが、議員が辞職をされ欠員となりましたので、公職選挙法第113条第1項第5号の規定による補欠選挙を執行することに伴いまして、その経費をお願いするものであります。県議会議員の補欠選挙につきましては、同一選挙区において欠員が2人以上となった場合に実施されますが、今回の串間市選挙区のように定数1の選挙区の場合は、その1人の欠員で補欠選挙が実施されることとなります。

次に、2の補正予算額でございますが、臨時啓発費としまして67万5,000円、選挙執行費として2,856万円、内訳といたしましては、県で執行

する経費が1,554万2,000円、串間市への交付金が1,301万8,000円、合計で2,923万5,000円であります。

次に、3の主要な事業等でございます。まず、(1)の臨時啓発費でございますが、主なものとしては、懸垂幕の掲出、啓発チラシの配布、街頭啓発や巡回広報宣伝等に要する経費であります。次に、(2)の県の執行費でございますが、投票用紙等の選挙資材印刷・作成、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に伴う選挙公営負担金などの経費でございます。次に、(3)の串間市への交付金でございますが、交付金につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じまして算定した経費を串間市に交付するものであります。その内訳といたしましては、投票所・開票所の経費、ポスター掲示場の設置費、事務費などでございます。

なお、選挙期日につきましては、参議院議員通常選挙の関係で未定ですが、今後なるべく早く決定し、決まり次第、公表してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、常任委員会資料の10ページをお願いいたします。議案第11号小林市と西諸県郡高原町との境界の一部変更について御説明いたします。

1にありますとおり、今般、当該区域におきまして圃場整備事業が実施されたことに伴いまして、従来の地形が変更され境界が不明確となりましたことから、整備後の区画に合わせて境界変更を行うものであります。

2にありますとおり、今回の境界変更に伴い、高原町の面積が75.84平方メートル増加いたしますが、4にありますとおり、人口の移動はありません。

なお、境界変更の申請に必要な両市町議会の

議決は、それぞれ、ことしの3月に行われております。

今後の手続についてでありますけれども、地方自治法の規定に基づきまして、県議会の議決をいただきました後、知事が境界変更の決定を行い、総務大臣に届け出るようになっております。これを受けまして、総務大臣が告示をし、その告示により境界変更の効力が発生することになっております。

資料の12ページに航空写真を載せておりますので、お開きいただきたいと存じます。黄色い線がこれまでの両市町の境界であります。今般の境界変更によりまして、赤い線が新しい境界になる予定であります。向かって右側が高原町側、左側が小林市側ということになります。これに伴いまして、赤線から右側の黄色の線との間の部分、①と②になりますが、これが小林市から高原町へ編入される一方、赤線から左側の黄色の線との間の部分、③の部分が高原町から小林市へ編入されるということになります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○大坪行政経営課長 委員会資料の16ページをごらんください。平成21年度における行財政改革の取り組み状況について御報告をいたします。本県では、現在、19年の6月に策定した行財政改革大綱2007に基づきまして、意識改革、経営改革など5つの改革プログラムを推進しておりますが、昨年度の主な取り組み状況につきまして、以下のとおり、取りまとめを行ったところでございます。

まず、1、意識改革につきましては、①、職員のコンプライアンスの徹底や、②、職員からの提案募集、③、人事交流の推進等を行いました。特に、コンプライアンスの徹底につきまし

ては、昨年度、準公金管理の一層の徹底を図るため、全庁的な点検や管理方法の見直しを実施したところでありますが、先般も不祥事案が発生したところでありまして、今後とも、十分留意していく必要があると考えております。

次に、2、経営改革につきましては、①、総合計画の着実な推進等を図るため、所要の組織改正を行いましたほか、②、総職員数を前年と比べて100人減少、17年度に比べて981人減少させるなど、最終目標であります1,000人の純減に向けた定員管理に努めました。また、③、新みやざき創造戦略の取り組みについて、内部評価や外部評価を実施しまして、その結果を公表するとともに、17ページのほうになりますけれども、④、適正な会計事務を確保するための職員研修の充実や出先機関の指導検査体制の強化等も行いました。さらに、⑤、県民サービス、利便性の向上のため、受け付け機関の時間の延長や電子申請システムの利用促進等を図ったところでございます。

次に、3、協働改革につきましては、①、ホームページ上でのわかりやすい情報提供に努めるとともに、②、県民からのさまざまな意見の聴取や、③、NPOとの協働事業の実施に取り組みました。また、④、県直営の施設に関する指定管理者制度の導入や、⑤、市町村への権限移譲についても、その拡大を図ったところでございます。

次に、4、入札改革につきましては、①、公共工事に係る最低制限価格を段階的に引き上げるとともに、次の18ページになりますけれども、②、総合評価落札方式による発注の拡大に努めました。また、③、建設関連の業務委託や、④の物品の購入につきましても、条件付一般競争入札の導入を図ったところでございます。

次に、5、財政改革につきましては、平成22年度予算編成におきまして、①、財政改革プログラムの中期財政見直しにおける306億円の収支不足額を151億程度まで圧縮することができました。②、その一方で基金残高は、依然として多額の取り崩しを行ったことによりまして、286億円程度の見込みとなっております。このほか、③、ゼロ予算施策の推進や、④、分野横断的な課題に関する新たな取り組みも行ったところでございます。

以上、簡単に御説明しましたがけれども、本年度が現大綱の最終年度となりますことから、目標の達成に最大限努力しますとともに、諸課題の整理等も行いながら、来年度以降の行財政改革をどのように推進するか十分に検討してまいりたいと考えております。

なお、詳細な内容につきましては、別冊にして添付しておりますので、後ほど、ごらんいただければと存じます。以上でございます。

○金井危機管理課長 危機管理課であります。お手元の平成22年6月定例県議会提出報告書の183ページをお開きください。平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。これは、平成21年度の議会において御承認をいただきました繰越事業につきまして、本年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を行うものであります。

表の下から2番目、(款)総務費(項)防災費(事業名)防災情報通信設備整備事業であります。これは、県及び市町村で整備する予定でありました全国瞬時警報システムにつきまして、整備の前提となるシステムの改良が国においておくれたことに伴い、繰り越しとなったものであります。繰越額は1億6,257万6,000円であり

ます。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○山之内消防保安課長 消防保安課でございます。ただいまと同じく、お手元の平成22年6月定例県議会提出報告書183ページをごらんいただきたいと存じます。平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。これは、平成21年度の議会において御承認をいただきました繰越事業につきまして、本年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を行うものであります。

表の一番下の欄、(款)総務費(項)防災費(事業名)震度情報ネットワークシステム更新事業でございます。これは、平成8年に国の補助を受け構築いたしました現在のシステムが老朽化したことから、全額、国庫補助で震度計等の装置の更新を行う予定でしたが、震度計の製造や基礎台改修等が昨年度内に完了することが困難となりまして、繰り越しとなったものでございます。繰越額は2億7,572万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○押川委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案関係(議案と議案以外の報告事項)について質疑はございませんでしょうか。

○鳥飼委員 議案について、まずお尋ねをいたします。補正予算についてお尋ねをいたします。議案第1号で国庫支出金422億3,264万円ということで、口蹄疫対策が組んであるんですけども、国庫支出金ということで、これは確定ということよろしいでしょうか。それともまだ未定のようなところがあるのかどうかについてお

尋ねいたします。

○日隈財政課長 議案第1号で提案しております補正予算についての財源、鳥飼委員から御指摘のとおり、全額、国庫で422億円余計上させていただきます。これは、国のほうより、いわゆる山田前副大臣、あるいは赤松前農林大臣、そして菅総理も見えまして、全額国庫でという言葉をしていただいておりますので、これは国庫でということで県よりも要望しておるところであります。したがって、全額国庫で予算は計上しております。ただ、細かい規定を定めず政令がまだ出ておりません。特別措置法には国のほうは全額または一部という言葉がございます。その解釈、あるいは実行について、今、財務省と農林水産省、総務省で協議されているところでありまして、情報では、なかなか全額というのは難しいというようなことも聞いておりますが、まだその結論は出ていない状況であります。以上です。

○鳥飼委員 提案前の議運の場の説明のときに、そういうような状況でしたので、その後、大臣が来たりとか、総理大臣が来たりとかしましたので、状況の変化が少しは見込まれるのかなという思いで聞きましたが、いずれにしても、この部分については国の責任でやっていただかなくちゃならないと私も思っておりますので、皆さんと力を合わせて努力をしてまいりたいと思っております。

そこで、先ほど大坪行政経営課長からございましたが、財政調整基金が21年度末で286億というふうに記載がございますが、1次専決、2次専決で約7億5,000万とか、それから5月末の臨時会での支出とか、そういうものもありまして、先ほどの御説明では残金の28億円ということになるわけで、こうなりますと、来年の予算が宮

崎県は組めないというふうなことも考えられるわけですが、その見通しですね、1次専決、2次専決と5月末の臨時会での議決、そこら辺で国から特交ということにはなっているんですけども、県への支援といいますか、この口蹄疫は国が全部もしくは一部というふうになっていきますけれども、私どもは全部というふうにとらえていますので、どの程度見込んでおられるのか、見通しは難しいかもしれませんが、そこについてお尋ねします。

○日隈財政課長 鳥飼委員から御指摘のとおりでございますけれども、現在のところ、一般財源として1次から4次までの対策で県費として約87億円を費やしております。87億円ほとんどが財政調整積立金ということで、現在が28億円余の残高になったのは、今申し上げた87億円を一応立てかえ的に活用した結果です。この87億円については、すべてを特別交付税で見ただけのようにということで強く要望をしているところでありまして、ただ、特別交付税と申し上げましても、これは地方交付税の一部でございますので、やはり地方固有の財源ということで、各県とも共通に配分されるという考えが一つあります。いわゆる人口比であるとか、面積比であるとか、普通交付税と同じようなものとして考えるならば、補助金とは違いまして、各都道府県とも配分を受ける、そういった性格のものであります。都道府県枠としては、今年度については1,200億円程度というふうに聞いておりますので、その中でどれほどのものが宮崎県のほうに配分されるか今の時点ではわかりませんが、できるだけ多くの、87億円に対して、できたら満額ということで要望しているところでございます。

なお、今、鳥飼委員から御質問ございました、

私のほうで422億円余、国庫でというふうに申し上げましたけれども、仮にこれが地方負担が生ずるとするならば、家伝法と同様の割合でいくと113億円ほど負担が参ります。先ほどの87億円と足しますと200億円近くの県の負担になりますが、そこまでは恐らく特別交付税として配分は難しいのではないかとというふうに懸念しているところでございます。したがって、その特措法の施行令については、これは国庫でしていただかないとなかなか特別交付税すべてを賄うというのは総務省的にも厳しいと思いますので、ぜひとも国のほうでお願いしたいと思っております。したがって、今までの負担の分87億円とどめたいというのが本音でございます。

○鳥飼委員 その87億円のところはどんな見込みをしておられるのか。

○日隈財政課長 87億円のうち、まず50億円、疑似患者の殺処分に係る損失補償等でございますけれども、これの負担の割合が5分の4は国から出る、5分の1を地方でということになっております。この分が50億円になるわけなんですけれども、この分については、原口総務大臣のほうより特別交付税で措置しますというふうに明言をいただいておりますので、まず50億円については確実に配分されるものというふうに考えております。

○鳥飼委員 なかなか厳しい状況ではございます。その50億円を特交でというのもいかがかなという思いはするんですけれども、原口大臣は地方には負担をかけないというような思いがあったらろうというふうに思うんですね。いずれにしても、口蹄疫対策に係る分については、しっかりと宮崎県に対して支援をしていただかないと、宮崎県の運営そのものができなくなるということで、ぜひ、頑張ってくださいたいと

思いますし、私どもも努力をしてまいりたいと思います。

続けてお尋ねをいたします。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例についてでございます。これは、100分の125を超した部分について代休でいいですよというような御説明だったと思うんですけれども、これまでの代休制度の現状について御説明いただきたい。

○桑山人事課長 職員が土日に勤務した場合に、振りかえという形で平日に休みをとる、あるいは祝日に勤務した場合に代休ということで、平日に休みをとるという形があるんですけれども、いわゆる数でございましょうか。

○鳥飼委員 難しい数字は頭に入っていないでしょうから、また後日でいいと思うんですけれども、取得の状況、今の仕組みを教えてください。

代休なり、振りかえなりをとっているということですが、それはいつ申請をするのか。今度の新しい条例では4時間とれますよとなっていますし、例えば日曜勤務する、今度の口蹄疫でも勤務をされると思うんですけれども、その場合に代休になるのかどうかというのがあるんですが、その代休の申請が、あなたはいつとりなさいと……。私が心配するのは、制度はできたけれども、実際とれなくなったらどうなるのかということを心配しているんですね。そこで、そういう説明をお願いします。

○桑山人事課長 正確に確認して答弁させていただきたいと思います。ちょっと時間をいただきたいと思います。

○鳥飼委員 育児休業に関する条例も提案をされております。これは、夫婦一緒にとってもいいですよというような内容だろうと思いますし、男女共同参画という面でも前進をしてきている

のかなと。今の政権の対応も出ているのかなと
というような思いもするわけですが、対象者の取
得状況、これも数字ですから、今、手持ちがな
いですね。

○桑山人事課長 女性の職員につきまして、知
事部局では100%育児休業はとっております。男
性職員については、21年度は実績ございません
でしたけれども、平成20年度におきまして育児
休業を取得した男性職員が2名おりました。

○鳥飼委員 100%育児休業を取得しているとい
うことは、例えば、出産をして産前休暇、産後
休暇をとりますね、それ以降に月単位でとると
思うんですけれども、今までは最長3年までに
なっているんですかね。いずれにしても、期間
の長短は別にして、すべての対象者が育児休業
を取得しているということによろしいでしょ
うか。

○桑山人事課長 女性の職員について100%とい
うことをごさいます、男性職員ももちろんと
れる対象なんです、残念ながら、先ほど申し
上げた状況でございます。

○鳥飼委員 局は違いますけれども、一番対象
が多いのは病院局なんですけれども、これの把
握はしておられますか。しておられなければ、
また後日で結構ですけれども。

○桑山人事課長 また、後日、御報告をさせて
いただきます。

○鳥飼委員 それをお聞きしたのは、やはり一
番対象者が多い職場で、県の全体の職員の育児
休業等についての状況把握をするということで、
人事課の桑山課長にお尋ねをしたということで
御理解をいただきたいと思っております。そう
いう意味では、県教委なり、警察なり、そうい
うところもぜひ把握をしておいていただきたい
なというふうに思っております。

あとは行革の関連と口蹄疫の関連ですから、
その他のところでまた質問いたします。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 御質問します。1ページの第1号
の補正なんですけれども、今、鳥飼委員のお話
をるる聞いておったんですけれども、特交とい
うような話で今出ている。特交とは、じゃ、い
つ県に入ってくるのか。平たく言えば、会社で
言えば宮崎県の資金繰りがショートしてしまわ
ないのかなという心配、これから補正がまたい
ろいろ出てくるということの可能性もあるわけ
ですから、農家さんには仮払いみたいなことを
したんですけれども、県のほうも、一応国が面
倒を見ると言っているわけですから、国から差
し当たってそういった形でお金を入れていただ
くというようなことはできないのか。今の特交
という流れでいくと、実際いつごろに宮崎県に
国からお金が来るということになるのか、お伺
いをします。

○日隈財政課長 特別交付税の交付は、12月、
3月の2回になっております。普通交付税が分
けて最終の配分が11月ということになっており
ますので、交付税予算全体の執行としては、普
通交付税が11月に終わった後、特別交付税とい
う配分になります。昨年度までの傾向で申し上
げると12月に大体半分ぐらい、そして3月に残
り半分を各都道府県あるいは市町村の特殊事情、
いろんな災害とか豪雪とか、そういったものを
踏まえて、最終的に3月で確定するということ
になっております。今回の本県の口蹄疫につい
ては、できるだけ早く、できたら12月にでも措
置したいというようなお話をいただいていると
ころでございます。以上です。

○武井委員 基金の残りが28億というような話
なんですけれども、さっきも質問で申し上げた

んですが、資金繰りがショートしないのかという心配があるんですけれども、そのあたりはどう認識されていらっしゃるでしょうか。

○日隈財政課長 基金の残高につきましても、これは予算上の問題でございまして、キャッシュフローの関係では、一時借入れという形で会計処理していくことになろうかと思えます。もし歳入のほうがおくれる場合には、当座預金で一時借入れで対処していくことになろうかと思えます。ただ、一時借入れが多くなってきましたと、それにかかる金利負担等もございしますので、歳入確保については全力を挙げて取り組んでいくことになろうかと思えます。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、串間の補欠選挙の件なんですけど、内容はそのとおりでと思うんですが、場合によっては参議院とか、串間の場合、これに伴って市長選挙とか、また市議の補欠もあって、4つあるかもしれないみたいな話があったんですけども、この執行費というのは、そういった形になれば、啓発系のものとか、選挙もこのためだけに構えるのと4つのうちの1つというのは違うと思うんですが、ほかの選挙と合同することによって経費の変動というのは出てくるものなのか。仮にそれで下がった場合というのは、この金額はどういう結果であっても串間市に支払いをする形式になるものなのか、お伺いします。

○茂市町村課長 お答えいたします。同日選挙になるかどうかということについては、先ほどお話ししましたように、参議院議員選挙との絡みもありまして、これから決定されていくことになるとしておりますけれども、今のところ、串間の市長選については7月25日投票という予定にされております。それで、先ほどのお話で

ございますけれども、予算の積算に当たりましては、単独で選挙をした場合ということで一応見込みを出しております。したがって、これがもし市長選等と同日になりました場合は、一定の削減が図れるだろうというふうに見ておまして、仮に串間市長選との同日選挙であれば、県が約330万円、市で約300万円程度節減されるのではないかとございまして、我々としては、節減に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○武井委員 以上です。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 先ほど、税制上の問題で御説明いただいたんですけども、よく理解できなかったものですから、議案第2号の清算所得課税制度廃止のところをもう一回、御説明をお願いします。

○永田税務課長 議案第2号の関係ですけれども、従来、法人が解散なりして清算に入りますと、清算が終了するまでの間、収益と損失の計算で清算をしていくわけなんですけれども、最終的にそれを計算した後に残余財産というのが出ます。残余財産から、一番初めの出資金等については、もともと株主等が出資をしたものということで、それを除いた、清算所得と言っているんですが、それに税率を掛けて課税しておったというような状況だったんですが、今回の改正で、そういう形ではなくて、清算中においても、今までの事業期と同じように、収益から損失を引いて課税するという方式になったわけなんですけれども、現実には余り清算中に収益が出るというようなことはないものですから、そうは影響しないんですが、例えば、解散中には負債を免除されるというようなケースが時々出ます

ので、その免除されたものについては、免除益について一般の清算前については課税をされることとなりますので、その免除益について課税をされるケースがたまに出てくる状況になるというようなことであるというふうに聞いております。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○横田委員 平成22年度の基金残高の見込みが286億円ということでしたが、既に口蹄疫関係で10分の1に減ってしまったということで、非常に不安を感じております。総理大臣とか農水大臣が来られて、全額、国で面倒を見るということを約束していただきましたので、大丈夫だろうとは思っているんですけども、特交とかの性格上、それが全額来るのかどうかというのは非常に不安でありますので、議会としても、私たちとしても、国に対して、全額約束どおり措置していただくようにしっかりと要望をしていかなければいけないなと思っております。質問じゃありません。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○桑山人事課長 先ほどの鳥飼委員の御質問に対するお答えを申し上げたいと思います。現在の職員が休みの日に勤務した場合の振りかえにつきましては、土曜・日曜日、勤務時間が割り振られていない日の場合は、週休日の振りかえという制度になっておりまして、これにつきましては、その土日の勤務を命ずる日の前4週間後ろ8週間の間でかわって勤務する日を指定するというふうになっております。それから、年末年始の休みも含めた祝日に勤務させる場合には、その日を起算点として8週間の中でかわって休む日を指定するようなことになっております。

それから、今回、このような時間外勤務代休

時間制度を設けたわけでございますが、これにつきましては、細かな運用は8月1日の施行までにまた詰めて、職員にしっかり周知してまいりたいと思っておりますけれども、基本的には、例えば、5月に60時間を超える残業をしたという場合には、6月の頭にその職員に、実績に基づき、代休をとるかどうかを確認しまして、そして5月の実績であれば6月と7月の2カ月間を対象に、その振りかえの休みをとっていただくような、しかも、1回指定しても、何かで都合が悪ければ、その期間であればまたその再指定を行うことができる、そのような形にして、休みをとる希望がある職員に対して、なるべく休みがとれるように制度の周知を含めてやっていきたいというふうに思います。

○鳥飼委員 余り細かいことを私も言いたくないんですけども、とり漏れといいますか、あいまいなままに仕事だけしてというようなことがどうもあり得るような感じがするものですから、そこはしっかりチェックをしていただいて、そういうことがないようにお願いをしたいと思います。

○押川委員長 その他報告事項でありませんか。

○鳥飼委員 行財政改革の取り組みについて大坪課長にお尋ねをいたします。先ほど、21年度の取り組み状況について御説明がございました。別冊のほうに表もありまして、18年度から累計で243名、516名、790名、881名、981名という感じで減員になってきているようでございます。細かなことはまた別途、日を改めてやりたいと思うんですが、一つだけお伺いをしたいのは、病院局は、平成17年に1,433名、23年度は1,314名ということで、144名減員をするというふうになっております。これは、当時おられなかったから課長に聞くのは酷かもしれませんが、

こうやって病院局をこの中に入れた理由について、どのように考えているのか。

○大坪行政経営課長 具体的に詳細を把握しているわけじゃございませんけれども、要は、県の組織の中でいかにスリムに、効率よく、しかもサービスは低下させないで進めていくか、そして県組織として維持可能なシステムをつくる、そんなふうな観点で全庁的に数字を割り出して推進することとしたというふうに理解をいたしております。

○鳥飼委員 そういうことだろうというふうに思います。そこで、県立病院の場合は、新たに公営企業法の全部適用というふうになりましたし、診療報酬制度はどんどん変わっています。20対1、10対1、7対1看護というふうに変わってきていまして、診療報酬が7対1にしたほうがぐんと上がるという現実があるんですね。それを一律的に県の定数管理上というふうにしてその当時は決められたらと思うんですけども、これは実態に合わないと思っているんです。今、県病院の再生ということで、中期計画をやって、3年間は現行経営形態でいこうというふうな結論が出たところですけども、それをしっかり担保するためにも、こういうふうなところで定員を管理すると非常に公営企業としては仕事がやりにくい、迅速な経営ができないというふうなことが考えられると思っているんですけども、そこら辺についてどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○大坪行政経営課長 冒頭にも申しましたように、来年度からの行財政改革をどのようにするかということは、また改めて検討をすることにいたしておりますので、そういう中で当然ながら、現行の定数管理の問題についても検証をしながら、次年度以降どうするかということで検

討してまいりたいと考えております。

○鳥飼委員 病院経営というのは生き物だと思いますし、これは人事のほうともかかわるかもしれないけれども、事務局長が県から異動で行くというようなことが実際あるわけですね。だからといって独立行政法人にせよということを私は言っていないんですよ。そういうことをやってもらっては困るんですけども、病院の事務にたけているというか、知悉をしている人がしっかりその事務をやっていただく、そして聞こえは悪いですけども、診療報酬の取りはぐれがない、しっかり請求はやるということが病院経営にとっては非常に大事だと思っているんですね。そういうふうに私は思っておりますので、ぜひ、ここの定員管理については、今年度で検討されて、年度末か何かに結論を出されると思いますけれども、病院局とも十分意見交換をして結論を出していただいて、病院が仕事がしやすい状況をつくっていただくようお願いをしておきます。

○武井委員 16ページの行革の関係を1点伺いますが、コンプライアンスのところが出ておるんですけども、部長から冒頭にありました例の不祥事、準公金の問題などありまして、私、前回、これ、議会でも質問して、再調査したけれども、ないというような話の中で、時期がずれているとはいえ、またあってというようなことで、非常に残念だなと思うんですが、そういった意味でコンプライアンスの徹底を図るため、リーダーを中心に配置し、言葉としては非常にきれいなことがる書いてあるんですが、実効性みたいなものがどの程度機能しているのかということは、結果論を見ると非常に疑問があるということになるんですけども、そのあたりはどのようにお考えか、お伺いします。

○桑山人事課長 委員からも御指摘のとおり、私どもとしては実効性のある取り組みをしてきたつもりでございましたけれども、今般の不祥事に関して言えば、基本的な根拠となる支出の裏づけとなる書類を確認していなかった、あるいは年度間の繰り越しをちゃんとチェックしていなかったと。極めて基本的な部分においてチェックがなされておりましたし、また、臨時の調査で問題なしというふうに人事課は発表いたしましたんですけれども、そういう意味で調査が形式的に過ぎて中身が把握できていなかったと。ただ、今回、一つ救いでありましたのは、農政水産部の所属におきまして、コンプライアンスの取り組みの中で会計規程を整備しなさいと。親睦会に関しては任意ではあるんですけれども、その規程をその所属で整備しまして、その中で定期的にチェックをしますよという定期の検査の項目を立てました。それに基づいて年度末にチェックしたところ、今回の不祥事が見つかったということで、たび重なる不祥事の中でなかなか私ども、十分コンプライアンスを徹底させているとはいわずらい部分がありますが、地道にいろんな実効性のある取り組みを今後とも、自治学院における研修等も含めまして、やってまいりたいというふうに考えているところです。

○武井委員 そういった新しい仕組みの中で今回のものがわかったということは、逆に言うと、それは今後は全庁的にそういう改善の仕組みがなされていくという形になるということなんでしょうか。

○桑山人事課長 今回、また不祥事が出てまいりました関係で、職場の親睦会につきましても、会計事務規程を必置としなさい、必ずつくりなさいというようなことで、協議会と同じ取り扱

いとしております。その他、出納責任者、お金を出し入れするときの責任者につきましては、本庁であれば課長補佐以上、出先機関であれば所属長の補佐以上の職員に指定するというような取り組みを今回、強化しておりますので、おっしゃるような実効性の上がるような取り組みを今後できていくのではないかとこのように思っております。

○武井委員 わかりました。

次に、17ページですが、指定管理者が建設技術センターなど14施設に導入、計80施設というふうにあるんですが、今後も指定管理を拡大する、そういったことだろうと思うんですけれども、今後、指定管理をふやす予定といたしますか、例えば、次年度は何施設予定とか、そういったようなタイムラインであるものがあればお聞かせください。

○大坪行政経営課長 指定管理者の数字につきましては、本年度、新たに14施設導入しまして、現在、80施設となっております。県の中で公の施設はたしか304施設あったと思いますので、まだ全体の4分の3ぐらいは県がじかにやっているというふうな状況でございます。今後につきましては、数値目標はまだございませんけれども、先ほど来申していますように、次年度以降の行財政改革をどうするかという議論の中で今後の指定管理者制度の活用の仕方、さらには推進の仕方といったものも考えていきたいと思っております。

○武井委員 最後に確認します。基本的には、ふやしていくということについては、おおむね方向性としては持っているという理解をされているということですか。

○大坪行政経営課長 指定管理者制度と申しますのは、要は民間活力を生かしながら、いかに

低コストで、なおかつ、住民サービスをよくするかという趣旨でしょうから、そういう趣旨に合致するようなものがあつたら推進してまいりたいというふうに考えております。

○押川委員長 その他のその他で何かございませんか。

○井上委員 口蹄疫の関係で2～3教えていただきたいことと、もう一つは参議院選挙について教えていただきたいので、お願いします。

ふるさと納税の中に義援金といいますか、そういうものが入ってきているというふうに聞いているんですが、その額は今現在でどのくらいになっていますでしょうか。

○日隈財政課長 ふるさと納税の分は財政課のほうで所管しておりますので、私のほうで回答させていただきます。現在、先週金曜日集計で、申し込みが4,400件ほど来ております。そのうち2,300件、金額で約7,200万円の入金をしているところであります。ただ、お金だけではなくて、いろんな励ましのメッセージ、あるいは県の取り組みに対する応援の言葉なども寄せていただいております、本当に感謝しているところであります。

○井上委員 これの使い道については、どのような感覚でいらっしゃるんですか。

○日隈財政課長 基本的には、これは一般財源ではありますが、寄附をいただいた全国からの皆さんのお声もありますので、今後、復興支援とか、いろんな検討をしていくと思いますが、そういった財源としても考えていきたいというふうに考えております。

○井上委員 復興支援に使うと。

○日隈財政課長 復興支援という抽象的な言葉を申し上げまして失礼しました。恐らく、これで対策として終わりということではないと思

います。まだかかる費用、あるいは復興という言葉がちょっと抽象的ではありますが、農家の支援というのがこれからも必要になってくるかと思

いますので、そういった予算の財源等には活用させていただきたいというふうに考えています。

○井上委員 その財源の一部にするという感じですか。

○日隈財政課長 一部であつて、全部は賄えないと思いますので、一部だと思います。

○井上委員 もう一つ教えてください。本庁の皆さんも出先の皆さんもそうですが、職員の人で延べの回数で言うとすごい数の方が出ておられると思うんですね。お話をお聞きすると、今まで経験したことのないようなことを県庁の職員の方、経験されているわけですがけれども、今現在で、延べじゃなくて、県庁職員のうちの大体何割以上が行っておられて、どんな状況になっているのか、教えてください。

○金井危機管理課長 今、何割というのは計算していませんが、毎日、県庁職員600人がこれに従事しております。延べでいきますと、4月20日から6月13日で県庁職員が約3万人従事した状態です。

○井上委員 先ほども勤務の手当の問題が出ておりましたが、これについては十分な配慮があると、きちんとした手当が出るというふうに理解してよろしいんですか。

○桑山人事課長 時間外勤務手当につきましては、先般の臨時議会での補正の中で3億9,000万円の増額補正を提案させていただきまして、議決いただいたところでございます。それを活用してまいりたいと思います。

○井上委員 重ねて、メンタルな部分のこととかが出る場合もあるというふうに理解しますが、顕著にそういうものが出ている事例みたいなも

のというのはありますでしょうか。

○假屋総務事務センター課長 口蹄疫防疫業務、これは体力的にも精神的にも非常に困難な業務というふうに考えておまして、5月31日現在の段階で健康状態調査というのを全所属のほうにかけました。その中で、夜眠れないとか、殺処分の状況が目につかぶとかいうような職員が数名おりましたけれども、大体1週間以内ぐらいでそういうストレス性のものは消えていっているというふうに思っております。また、非常に悪い職員というのはまだ今の段階では聞いていないところです。以上です。

○井上委員 これは希望ですけれども、今回のような場合はオール県庁で取り組んでいただかないといけないというふうに私も思っておりますので、畜産課の皆さんだけに負担というか、農政水産部だけに負担がいくようなことがあると大変かなというふうな思いもいたします。先日、菅総理が見えたときの話では、人材がもっと欲しいと。本来、市町村の職員なんかは用地のところに行かせていただきたいというお話等もいただいて、やはりマンパワーの必要性というのは自覚したところなんですけれども、そのあたりのことをしっかりとオール県庁の中で議論をしていただいて、余りにも職員ばかりに負担がいくような状況にはならないようにもしていただきたい。まだ終息の方向ではないので、そこあたりを御配慮いただきたいと思っておりますが、部長、よろしくお願いをしたいと思えます。

参議院議員選挙のことについて教えていただきたいことが幾つかあるんですけれども、御質問させていただきたいと思えます。実は、口蹄疫が終息に向かうのではないかというふうに思っていたんですけれども、それでも都城とか

日向市とかの皆さんは、大体終息の方向をつくらうとして今、努力されているので、これ以上の広がりがないようにということを本当に希望しておりますが、選挙に関しての皆さん方への広報と、それから、投票を担保できるということは非常に大事だと思うんですけれども、今回の参議院選挙に向かって、県選管を含めて、議論された内容というのはどういう内容であったのか、お一人お一人の有権者の皆さんのことを考えた上での議論はどのような議論だったのかをお聞かせいただけたらと思っております。

○茂市町村課長 お答えいたします。口蹄疫が発生した当初から、参議院議員選挙というのは想定されておりましたので、影響を最小限にとどめたいということで、あるいは県選管としてはどういうふうな対応が必要かということ、かなり早い時期から議論をしてみました。その中で出たのが、まずは市町村選管とか住民の皆さんにどのような影響があるだろうかということ、これを想定しまして、投・開票所の場所とか、事務に従事する職員の方々をいかに確保できるかという問題、投・開票所等におきます消毒の問題、ポスター掲示場の場所が確保できるだろうかということ。それから、県外からたくさん応援に来ていただいています。自衛隊を初めいろんな方に来ていただきますので、そういう方が選挙ができないということになると大変です。その場合に不在者投票の対応ができないかどうかということ。あるいは私どものほうの問題としては、巡回啓発をする場合に、その経路について配慮が必要じゃないだろうかということを検討いたしました。あわせまして、候補者の方への影響というものも考えまして、基本的には、選挙運動というのは規制することはできないものですから、あくまでもお願いというお

話になるわけですがけれども、立候補予定者説明会でもお願いしたんですけれども、選挙カーの運行ルートの選定に当たっての配慮、消毒ポイントでの消毒の徹底、連呼行為についてはなるべく自粛していただけないでしょうか。それと、選挙事務所そのものについても防疫措置を徹底していただきたいというようなことで、ちょっと検討とお願いとごちゃごちゃになってしまいましたけれども、そういうような観点からいろいろ検討をし、あるいは必要なものについては、それぞれお願いをしたというところでございます。

○井上委員 児湯地区なんかは、郵便の方たちも宅配の方たちも、何か物を届けないといけない方たちも非常に慎重になって、届けることについて物すごく躊躇されておりますし、そのことによってトラブルも起こったりとかということも実際起こっておりますね。有権者の皆さん方にそういうものが本当にきちんと届くのであろうかというのがちょっと心配なんですけれども、それについては大丈夫だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○茂市町村課長 例えば、投票所入場券のことなどだろうと思うんですけれども、それは確かに、郵送とかいうことで一定の配慮が必要かなというふうに思っておりますけれども、確実に届くように、いろんな工夫をしながら対応していく必要があるというふうに考えております。

○井上委員 確実に入れないであろうというふうに私も思うんですが、そういう場所においては、投票所というか、別な方法で投票ができるような体制というものの議論はなかったものかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○茂市町村課長 先ほど説明が漏れて申しわけなかったんですけれども、そのあたりを真っ先

に実は検討いたしまして、蔓延している地域の方々が本当に投票できるかどうかと、これがまず一番基本じゃないかという議論をいたしました。その中で、郵便投票という制度がございます。どういうことかといいますと、これは、今の法制度上では、重度の障がいの方、要介護度が5の方、戦傷病者手帳をお持ちの方、そういうような方ですね。障がいの程度が重くて投票所に行けない、そういう方については郵便で投票をするという制度がございます。今回、それに該当するかどうかということで大分検討したんですけれども、これは、今のところはかなり限定的に解釈されていまして、今回のように一応投票所には物理的に行けるということであれば、なかなかこの制度にはなじまないんじゃないかというふうに判断したところです。それで、我々がやれることは何だろうと思ったときに、投票所を徹底的に消毒する、不要不急の接触はなるべく控えていただくというようなことを考えたところでございます。以上でございます。

○井上委員 私も選挙に参加をする立場からすれば、配慮しつつ、絶対にそのあたりは気をつけながら行動したいというふうに思っているわけですがけれども、それでは、ある程度想定できることについては大方議論をされた上での今回の、ポスターを張る公営掲示板とかもつくってありますね。そういうのを議論した結果、公営掲示板を設置されたというふうに理解していいということですね。

○茂市町村課長 ポスター掲示板の設置等は市町村選管のほうで行うわけですがけれども、確かに、蔓延している地域のところでは掲示場の場所を移したりとか、既にそれが現在行われておりまして、市町村選管の判断でそのあたりのこ

とは整理をされているというふうに思っております。

○井上委員 今回はウェブ選挙だというふうに思っておりますが、これについての対策というのは特別にとられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○茂市町村課長 ウェブ選挙でございますけれども、これについては、今国会で成立するかどうかということがまず、あろうかと思えます。大方の報道では、今の会期中では難しいんじゃないかなと言われておりまして、私どもはそういうふうに理解しております。といいますのが審議期間がないということ、それから周知期間がなかなかとれないということもあるようでして、もし、これが可決をされたときには、私どもも至急対応したいというふうには考えておりますが、何しろ初めてのことでございますので、いろいろ工夫しながら最大限の努力はしていきたいと思っております。この状況を見ていきたいと思っております。

○井上委員 大変御迷惑をかけますが、よろしくをお願いします。

○鳥飼委員 2点ほどお尋ねしたいと思えます。1つは、先ほど出ました口蹄疫の関連です。先ほども井上委員のほうからありましたけれども、その消毒、殺処分、埋却、大変御苦勞をいただいておりますが、総務部長も行かれたというふうに聞いておりますけれども、後ろに並んでおられる方も何回か行かれた方もおられるんじゃないかなと思っております。私ども、いろいろと状況を知るすべがないんですね。先ほど、危機管理課のほうから1日600人程度を動員していますというようなお話もございましたけれども、大変な状況であると。農政水産部長が病気で倒れましたけれども、そういう職員が出るん

ではないかなということが一番心配しております。もう6回、7回行かれている、その都度、先ほど御報告があったように、眠れないとか、やけどをすとか公務災害になる、そういう方も出ている。大きな傷害については、この間、西都で100キロぐらいのが落ちてきてけがをしたとか、県外の獣医師さんが目をけられてというのは新聞で知るわけですけれども、新聞に出ないことというのはたくさんあるのかなと思っております。県庁職員の皆さん、もちろん、JAとか市町村もあるんですけども、ここは県議会ですから、職員の皆さん方の健康が一番気になる場所なんです。そこら辺を全体的に配慮するところがあるのかなと。確かに、総務事務センターで健康の問題をやっているわけですけれども、そこを一番心配しているんです。対策本部があるから対策本部でやっているということになるのかもしれませんが、そのことについて、全庁的な職員の健康維持、動員体制の確保について、どういうふうな配慮がなされているのかについて、答えられる方がおれば答えていただきたいと思えます。

○金井危機管理課長 これらの危機管理事象につきましては、家畜伝染病法に基づきまして、危機管理指針というのを県庁で設けております。基本的には、これにつきましては、農政水産部が中心にやるという建前ではございますけれども、今回の場合のように、かなり大きくなっておるといってございまして、危機管理局、総務部を中心としまして支援部というのを立ち上げております。農政水産部を支えるための支援部というのを立ち上げまして、自衛隊の窓口もしていますし、現場に送り込む職員の頭割り、振り分け、それに、帰ってくる時の防疫措置、向こうでシャワーを浴びたり、その設備を設置

したりとか、そのようなバックアップ体制をとっておるところでございます。そのほか、義援金とか、もろもろの苦情とか、それをすべて支援部のほうで農政水産部と一体となって受けておると。農政水産部だけに負担を大きくしないという方向性をとらせていただいております、組織横断的な対応をとっておるところであると思っております。以上です。

○鳥飼委員 そういう状況については、私ども、いろいろお伺いをして把握をしているつもりではあるんです。ただ、先ほども申し上げましたように、農政企画課とか畜産課というのはずっと残業も続いて大変な状況があるだろうと思うんですけれども、それ以外の全庁動員のところ、そこらにも大変なひずみなりが出てきているだろうと思っているんです。ですから、そこをだれが、どう把握をしているのかということをお聞かして、難しいだろうと思うんです。だから、それを把握する部署を幹部のところをつくってもらいたいという意味で、どういう状況なのかということをお尋ねしたわけです。

○甲斐危機管理局長 県職員の方の動員につきましては、今、委員が言われたように、特に現場は県職員以外にもJAの方とか、自衛隊の方とかたくさんおられまして、その動員そのものは、各部の割り振りとか全体の数値、それは今、うちのほうで中心になっています総合支援部、実際には各部から数十名の方が来ていただいて事務的なところをやっているんですけれども、そういうところでの人員の割り振りをしながら、各それぞれの現場におきましては、特に川南と新富に県の対策本部、拠点を設けていまして、そこが今度はさらに各農場ごとの割り振りなんかをしながら、あとはそれに、毎日、自衛隊とかいろんな方の職員の数の割り振りをしながら

やっているんですけれども、一番のジレンマは、特に疑似患畜につきましては、早く処分しなくちゃいけないというのが片やありまして、ただ、動員数も限度がありますし、そしてまた、既に本当に時間が長くて何回も来られた方は疲れておられる。その中で実際に今言われたような事故なんかも発生している。基本的にはそういうジレンマがあるんですけれども、早く防疫処理を行う、これが一つの前提ですので、そこを達成しながら、しかし、安全面では、例えば、先ほど、総務事務センター課長のほうで話もありましたけれども、職員のケアの相談コーナーを設けたり、あるいは私どものほうで、ホームページで作業上でこういうふうに工夫すると、例えば、防護服の着方にしても、経験なんかからそういうのが入りますと、それを全部に流したり、そういうことで、両面ですけれども、一方で職員の方を完全にストップするということはないんですけれども、ある程度応援をお願いしながら、なるべく安全面の情報を流したり、そういった相談コーナーを設けていると、そういうふうなことで今、対応しているところでございます。

○鳥飼委員 危機管理局で、あした人数何名お願いします、各部何名ですというふうに割り振りをされているんだろうと思うんですけれども、割り振りをされたところはそれを何とか消化しなくてはならないということで必死にやっているわけですね。だから、無理をしてやらざるを得ないところもあるし、そこが大丈夫かなというふうに思っているんです。だから、そこはしっかり、なかなか難しいところではあるけれども、何とか健康管理を含めて対策をとってもらいたい、目配りをお願いしたいというのが一つでございます。

2週間ぐらい前になりますけれども、榛葉さ

んという防衛省の副大臣か政務官か何か来られて、宮崎では人は足りている、自衛隊を出す必要はない、増員する必要はないというのを言われたのをテレビで見て、私、何を言っているのかなというふうに思ったんですね。私も29日に副知事に対して、知事あてに、全協でも申し上げましたけれども、この要員の確保をどうするのかと。現場のおくれというのは、確かに、獣医さんもちろん要るわけですがけれども、豚を追いやる、捕まえる、そういう人たちもたくさん要るわけですね。そういうところについては、自衛隊ももうちょっと加勢をもらっていいんじゃないかというように私は思うんです。

ところが、この間も菅総理が来られて、非公開だったそうですから、新聞の小さい記事とかで、自衛隊を出しているのかと聞いたら、ちゃんと出しているじゃないかということで「イラ菅」が出てきたというようなことが書いてありましたけれども、私は今、そういう状況に來ていると。少なくとも3万頭を処理しないと、これはどうにもならないと思うんです。まだ7万頭もあるわけですがけれども、その対策がとれないなということで、言うところがないものですから、じりじりしていて、そんなふうに思っているんです。いずれにしても、その辺の全体の人の把握というものをしっかり、健康管理も含めてやっていただきたいというのが一つです。

それと、現在の公務災害の状況について、わかっている範囲で教えていただきたい。

○桑山人事課長 公務災害につきましては、6月11日、先週末の時点で私どもの担当のところまで申請があったものが14件でございます。中身としては、石灰、消毒液による化学熱傷・皮膚炎が10件、打撲、裂傷、けが関係が3件、それから消毒液が目に入ったものが1件というよ

うなことで14件上がっておりますが、このほか、電話等による相談とかたくさんございますので、今後、また数はふえていくものと思っております。私どもとしては、全庁のインターネットの掲示板とか、あるいは現地の本部でそういう方がいたら、すぐ公務災害を申請してもらえるように、あるいはこういう公務災害の手続があるんですよということを周知させて、必要な方にはこういった申請、手当てをしていきたいと思っております。

○鳥飼委員 大変な状況であるというふうに思っていますし、皆さん方、頑張っておられるというのもよくわかっていますけれども、ぜひ、よろしくお願い申し上げたい。

もう一点のほうなんですけれども、懲戒処分のお話がありました。これまでに5件ですか、懲戒処分が出されたということで、私も調べてみたんですけれども、2006年に環境衛生課、畜産試験場、2008年に福祉保健課、2009年に医療薬務課、そして今回ということになるのかなというふうに思っています。もちろん、業務上横領ですから、厳しく罰せられるべきだというふうに思っておりますが、そのときに、準公金という表現をしておられるわけですね。この準公金について御説明をいただきたいと思っています。

○桑山人事課長 公金は、まさしく県の予算で組まれているようなお金でございますけれども、準公金というものにつきましては、県としての所有ではないけれども、職員が管理しているものということで、今回の場合は職場の親睦会の経費、以前の横領事件でありましたのは、医師確保のための各市町村からの負担金、県も負担金を出しておったと思いますが、そういうものを原資にした協議会といったようなものがござ

います。そういう意味では、準公金というものに関しては幅が広いと申しますか、極めて公金に近い性質のものもありますれば、今回のような親睦会ということで私的なものに近いものがあるかと思えます。いずれにしても、県の職員が管理しているという意味で準公金に含めているところでもあります。ただ、準公金、そういう状況でありますので、いわば協議会の場合と親和会の場合というものについて、県の対応も、例えば氏名の公表とか、あるいは監督責任の処分につきまして、より厳しい対応を医療薬務課の事件の場合には行ったところでもあります。しかしながら、準公金は、あくまでも職場で扱っているお金でありますので、今回、私的な要素が強い親和会経費ということでございましたけれども、やはり厳正な処分を行わざるを得ないというふうに考えております。

○鳥飼委員 いろんな税金といいますか、予算が入っている場合は公金ですね。それに準じて、それを集めているらなところで、医師確保の対策の事業をやるというのももちろんわかるんですけれども、全く職場の私費ですね。ポケットマネーから出す、これを準公金と表現するのは、準公金ですよというお上意識といいますか、表現が私は妥当ではないと思っているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○桑山人事課長 準公金という表現がふさわしくないのかもしれませんが、親和会の経費に関して言えば、これは、かつて、人事委員会あたりで不服申し立て事案がございますが、全国的な例を見ましても、県庁の職員のごく一部の職員が、例えば一緒にテニスをやるから親睦会をつくって経費を集めている、そういったものは、親睦会の経費の中でもより私的なものであろうと思えます。ただ、課の中で、原則、課の職員

が全部加入するような親睦会につきましては、県職員という身分を持っているがゆえに、半ば強制的といいますか、義務的といいますか、というふうにみんな入ってお金を負担するものだという意味においては、準公金と、公金に近いものとして判断できるというような他県での人事委員会での判定といいますか、そういうものも出されているところでもあります。

○鳥飼委員 職場の親和会費というのは、全く私費ですから、準公金で飲み方といいますか、懇親会をやりましたと、これは正当な支出なんです。準公金なんですね。それとか、今はカードローンとか何かありますから少なくなりましたけれども、昔は、ちょっと貸してくれということもあったわけですね。私は借りたことはなかったと思うんですが、そういうことがある。それはそれでいいと思うんですね。準公金で結局、宿泊をする、書記手当とか何か出すわけですわ。会計をする人については年間3,000円ぐらい出す。その場合場合によって使い分けているというふうな表現というのは、私はまずいと思いますので、きょうは問題提起だけにしておきたいと思いますが、外から見たら、宮崎弁で言えば「あの人は準公金を使い込んだっちゃげな」「税金を使い込んだっちゃげな」と、こうなるわけですよ。そうじゃないんですものね。罰するなど言っているわけじゃないんですよ。業務上横領ですから、それはそれでなくちゃいけないけれども、そういう表現は妥当ではないんじゃないかというふうに思っております。職場では、もう親和会もやめようかというような声も出ているように聞いていて、何か逆立ちした議論になるし、それは余りよいことじゃないんじゃないかなと思っていますので、ぜひ、御検討をお願いしたいと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○武井委員 県税の猶予の関係について伺いたいんですが、口蹄疫の関係で、経済困窮があった場合は県税の支払いを猶予しますというようなことを県も広報をいろいろしているんですが、実際にどの程度の申し込みと申しますか、問い合わせがあって、大体金額的にどうなっているのか、そのあたりをお聞かせください。

○永田税務課長 徴収猶予につきましては、今回、10キロ以内の移動制限区域、20キロ以内の搬出制限区域の畜産農家の方については、災害に等しいというようなことで、原則として徴収猶予をやるかということ。ただ、あくまでも納税が一括でできないと認められるときですので、すべて該当ということではないんですが、それから、それ以外の関連の事業者等の方々についても、枠を広げて徴収猶予をしているところですが、6月10日現在で把握しているところでは、88件ほど相談等が寄せられておるようです。ただ、幾つ徴収猶予を認めたか、そういうものについてはまだ集計をとっておらないところ。す。

○武井委員 徴収猶予というのは、相談があったり、申し込みがあったりして、どういった判定をして最終的にこの方は徴収猶予を認めるとか認めないとか、原則、10キロ以内の方は猶予してくれと言えはそのまま認められるのか、そのあたりをお聞かせください。

○永田税務課長 先ほども申し上げましたように、10キロ以内、20キロ以内でも、例えば、極端な例ですけれども、預貯金等が十分にあって、税金を納める資金が十分にあるというような方は対象になりませんが、そうでない限り、各県税事務所である程度柔軟に徴収猶予を認めておるといように聞いております。

○武井委員 基本的には、相談が今、88件ということですが、県としては、おおむね認めるように少なくとも努力をできるだけしたいというようなことで理解をさせていただきます。

もう一点、税関係で伺うんですけれども、国税の話になるのはわかっているんですけれども、義援金が1回、20万円配付をされました。宮崎市の場合ですと宮崎市が別に10万乗せて30万円渡したわけなんですけど、どうも税務的な見解だと一時所得で所得税をかけるような話がありまして、それは当然、生活に困窮されているから使うわけなんですけれども、ましてや、今、全然言わずに後になってそういう話になるというのは非常に困るだろうと思うんですが、国のほうに問い合わせをしても、まだ見解は出ていないというような話をするんですけれども、その辺の状況把握と、また、ぜひそれについては所得税の免除になるように何とか県としてもお願いしていかなければいけないのではないかと思います。そのあたりの状況把握と見解についてお伺いします。

○永田税務課長 先ほど申されました義援金とか今回の損失補償に当たるようなお金につきましては、今回の特別措置法のほうでは税について配慮をするんだというようになっております。実際にそれが非課税となるかまではまだ結論が出ておらないところ。県のほうからも国税のほうに問い合わせしたんですが、最終的な結論はまだ出ておらないと。今後、本省のほう、税制調査会のほうでも検討がされるんだろうということ。で考えておるところです。

○武井委員 わかりました。さっき、あえて言わなかったんですけれども、結局、損失補償のほうもまだ最終的な結論が出ていないということで、あくまでも特措法を配慮するということ

ですので、これが全額になるかとかいうようなこともまだわかりないうことでしたので、これは大きな問題ですので、早急にまた確認をしていただいて、議会のほうでもまた、しなきゃいけないと思うんですが、対応のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○押川委員長 要望にかえたいと思ひます。

○前屋敷委員 私も特措法の関係で口蹄疫ですけども、特措法が内容的には不十分ながらも成立いたしました。これは徹底して進めていかなきゃならないというふうに思ひます。1つは財政上の措置で、今、家畜に対する補償については、5分の1の問題もありましたけれども、国が全額補償するということをしつかり堅持させていくという問題と、もう一つは、直接被害に遭われた方と同じように、関連での影響を受けた方々が今、大変多くなつてきて、これも大問題なんですけれども、この問題の解決で、特措法の中で、地域を再生すると、こういう被害に遭つた方々のための地域再生の基金というのがうたつてあるんです。しかし、政府としては、どうもこの基金についてはまだまだ考え方的には薄いというふうな情報も聞いているんですけども、特措法にうたつてある以上は、こういうことが懸念されるからこそうたつたわけで、その創設については、強力に県からも、議会からも要求をしていくということが大事だというふうに思ひますね。やはりこの財政上の措置がなければ、宮崎の財政も今、危機的状況に瀕しています。かといつて、そういういろいろな影響を受けた方々をこのまま見捨てるわけにはいかないと思ひます。やはり農家の方々の再生のためにも、また地域の関係業種の方々の暮らしの支援や再生のためにも、だれ一人として廃業をしたり、そういうことがないようにしなきゃ

いけないわけだから、このところは非常に大事なことだなというふうに思ひていますので、そういう認識もしっかり持つていただいて、国にもぜひ働きかけをしていただきたいたいということを強く要望したいと思ひて発言をしました。お願ひします。

○押川委員長 要望でいいですか。

○前屋敷委員 はい。

○押川委員長 ほかにございせんか。

○横田委員 参議院選挙についてお尋ねしますが、先ほど、物理的には投票可能だということと言われたと思ひますけれども、精神的に、気持ちの上で投票行動ができない人は、特に児湯郡を中心にたくさんおられると思ひます。そういう状況の中で、果たして民意が選挙に反映されるのかなと非常に心配をしております。例えば、川南町を中心とした児湯郡で最悪どれぐらいの投票率になるのかとか、そういう想定をもししたことがあるんだつたら、教えていただきたいたいと思ひますけれども。

○茂市町村課長 非常に難しい御質問だと思ひますけれども、投票率については、今回に限られせんけれども、私どもとして、この程度じゃないかということ予想したことはございせん。失礼な言い方かもしれせんけれども、常に100%を目指して我々は努力をしているところでございせん。確かに、畜産農家の方々のお気持ちは非常によくわかるんですけども、ぜひ、投票に行つていただいて、非常に大事な機会でございせんので、我々もそういう意味での啓発には努めていきたいというふうに思ひております。以上でございせん。

○横田委員 できるだけ不要不急の外出を控えるようにとか、そういうお願ひをしているというのもありますし、非常に矛盾するところもある

と思うんですね。以前、イギリスでは、口蹄疫が発生したときに、総選挙みたいな選挙を何カ月か先送りにしたという事例もあるというふうに聞いているんですけども、例えば、宮崎県、鹿児島を入れても日本列島の一番端っこの一地方の問題かもしれないけれども、国民にひとしく与えられた投票の権利といいますか、そういうのが今度の口蹄疫の関係でできなくなるというのは非常に大きな問題だと思いますので、この際、何カ月間か先送りしていただけないかということ国の方に要望することも大事だったんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

○茂市町村課長 私ども、口蹄疫が発生しまして、この選挙が一体どうなっていくんだろうと非常に心配をいたしました。今、おっしゃった話は、例えば繰り延べ投票という制度があります。これは、大規模な災害が起こった場合等に選挙期日を後にずらすということなんですけれども、道路が寸断されて投票所に行けないとか、投票所自体が壊れてしまって投票ができないとか、そういうふうな場合が想定されていまして、かなり広範囲での大規模な災害が想定されているようでございます。私の記憶では、国政選挙においてこの繰り延べ投票がされたことはほとんどないと思うんですが、地方選挙の場合ですとあり得ると思います。この口蹄疫のことで、ローカルだからということじゃないんですけれども、今のところ繰り延べ投票ということは、可能性としては低いんじゃないかなというふうに思っております。その中で、先ほど申し上げましたように、防疫措置等、消毒等を徹底して、これ以上蔓延しないようにさまざまな工夫・努力をしていきたいというふうに思っております。

○横田委員 できる限り投票率が上がるように御努力をお願いしたいと思います。

○河野副委員長 先ほど、納税関係で88件相談があったというのがありましたが、業種的には掌握されておりますか。

○永田税務課長 業種までは把握をしておりますけれども、各県税から上がってきたものを一件一件見てみますと、主にやはり畜産農家、その関連で働いておられる方、関連の事業者、そういった方になっておるようです。税目としては、ほとんどが自動車税に関するもののようにございました。

○河野副委員長 先ほど、総合政策課長のお話の中で、被害地域内の商工関係者とお話をしたという中で、商工関係が支援がほとんど貸し付けになってしまっていて、とてもじゃないけれども、生活、商売が成り立たない状況がきょうの昼のニュースで出てました。常任委員会でも報告されたらしいんですけれども、児湯の中でもすごく格差が出てきている。具体的に言うと、川南、都農の商店街とその周囲の商店街と大きく差ができてきているというのも出ています。商工会の方々とお話ししたときに、口蹄疫経済対策特区的な、畜産農家の10キロ、20キロという中で支援をとという考えであるんですけれども、10キロ以内、20キロ以内の経済的な支援の中で、先ほど税金関係を猶予ということであったんですけれども、例えば特区的な考え方で減免とか、そういう措置がとれないのかという声を強く聞いているんです。お金じゃないんですけれども、商店街の方々は、本当に入ってこない、支援も入ってこない、貸し付けはあるけれども、正直言って、現金そのものが入ってこない、じゃ、どうしたらいいかと考えたときに、支払いを何とか少なくするということはできないかという

生の声をお聞きしたんですけれども、そこら辺が考えられないかということで、いくつか出された中で税金関係ではそういうことがちょっと出されたんですけれども、いかがでしょうか。

○永田税務課長 税の減免につきましては、例えば、今回非常に相談の多い自動車税ですけれども、これは、4月1日現在、自動車を所有しておることが課税の対象になるわけですけれども、通常、風水害、地震等で自動車そのものが価格の2分の1以上の損害を受けたときに減免の措置をするというのがございます。自動車に関して言えば、もともと自動車を持っていること、災害によってそれが損害を受けていないということが前提になりますと、なかなか減免というところまではいかないのかなということになるかと思います。徴収の猶予、納税の猶予というのは、個々の納税者が実際に納税する資金がないというような状況であれば、納税のできる資金ができるまで、通常は1年以内ということとなっておりますけれども、その期間の範囲で認めるということになっておりますので、税そのものを減額するというのはなかなか難しいのではないかなというふうに考えます。

○河野副委員長 最後にしますが、総合政策課長は生で商工の関係者の声を聞いています。課長はそういう方々と生のやりとりをされていますか。

○永田税務課長 申しわけありません。直接はやっておりません。

○河野副委員長 防疫に気をつけて、ぜひ、本当に生の声を聞いていただきたい。今の段階でできることは何かということ現場の方は必死に考えていらっしゃるんですね。そこを聞いていただきたいということで、制度上の緩和措置ということではいかならば、特区的な発想という

のはできないのかというのが現場の方々の知恵でした。そこら辺もぜひ検討をお願いしたいなと思います。

○松村委員 最初に部長から職員の不祥事ということを知らされて、今、鳥飼委員のほうからも話があったんですけれども、親和会というお金の性質というのは、今のお話でわかったんですけれども、これは、県の職員全員、無条件で天引きされているお金なんですか。自分はないとかするとか、そういうのはあるのか。

○桑山人事課長 詳細に調査をしたわけではございませんが、一つの課の中に、課の職員全体で構成する親和会、これには、中には僕は入らないよという人がいるのかもしれませんが、ほとんど入っていると思います。課としての親和会というのが一つあります。それは、例えば、職場でのお茶とか、あるいは湯飲みを洗ったりするような洗剤、さらに職員のお祝い事であるとか、そういう慶弔費の負担とかといったものをやるようなものでございます。そのほかにも、係単位とか、職場を超えて横断的な任意のものとか、いろいろなものが存在し得る状況です。

○松村委員 今回の親和会のお話の中で、その中の横領——流用したのかもしれませんが、だれがその親和会の責任者で、だれがそのことに対して訴えたというか、されたんですか。

○桑山人事課長 親和会は課の中の親睦組織ということで、課の職制にとらわれずに、会長の職は例えば担当リーダーが持ち回りでやっているとか、会計はいろんな職員が回している、そういう組織でございます。そのような中で、特定の職員が自己目的でそのお金を引き出して横領したということが起きたわけでありまして、県としては、先ほど、鳥飼委員からもお話がありました、ここ6～7年で同じような横領事

件が5件ほど起きている状況の中で、組織として、こういった問題についてはなくすよう努めようということで、服務通知等を含めまして、あるいはコンプライアンス研修等いろんなことをやりまして、組織としてそういうものをなくそうという中で……。

○松村委員 簡単でいいんです。今回はどれぐらいの会で、どれぐらいのあれですか。

○桑山人事課長 今回は20数名の所属でございました。

○松村委員 会長は係長ですか。

○桑山人事課長 2カ年にわたっておりますけれども、それぞれ人は違いますが、主幹、リーダー、そのクラスが会長を務めておりまして、本人が会計担当者、2年目は会計担当者の手伝いというような状況でお金の引き出しにかかわっていたという状況でございます。

○松村委員 4～5人の会と20名の会の違いはどこにあるんですか。

○桑山人事課長 私どもとしては、職場によっては100名の所属もありますし、5～6名の職場もあると思いますが、職場単位でつくられているものについて、一つの準公金という性質の中でより厳しい目に対応をする必要があるというふうに思っております。

○松村委員 親和会自体、その20名の会の中で、会長さんもいらっしゃったんでしょうけれども、会の規則とかはちゃんとあって、その中で懲罰に関するルールとかはあったのか。

○桑山人事課長 会計事務規程というものを現在、整備するように強くお願いしているところではありますが、今回の事件のあったところでは22年の2月まではなかったという状況で、臨時の通知を出しまして、前回の横領事件を踏まえた、そういうものの中で規程を整備しなさいよとい

うことをお願いしたところ、規程をつくって、その中で定期の検査をやりましょうと、そういう項目も盛り込まれたという状況にございました。

○松村委員 会の特性とかいろいろありますけれども、例えば、公務員が扱っているお金だったのか、たまたま県庁の中の一親睦団体の話だったのか何なのかというのがはっきりわからない中で、県民のお金なのか、それとも職員同士のお金なのか。窃盗とか犯罪はよくないですけども、声の聞こえる中で、意思の中でやっていることなのかというのがちょっとわからないような感じもするんですけども、そういう会費を徴収するとか、天引きするよなというのは、県庁の組織の中でたくさんあるんですか。通常の給与とか、通常の保険とか年金とか、税もそうです。そういうのを抜きにして、そういうふうにして半強制ではないけれども、そうやって取られていくという、どこかの組織がつかさどって集めているよなというのはたくさんあるんですか。

○桑山人事課長 直接天引きというわけではありませんが、一たん銀行の口座なりに入って、そこから引かれるということになります。ほとんどの職員がひとしくといいますか、そういうふうには会費として納めるよな、あるいは負担するよなものはそうたくさんはないと思っております。こういう親和会ぐらいかなというふうに思います。

○松村委員 議会の中でも任意でありますけれども、それはわかった範囲内でしょうけれども、そういうことがもし起きるとして、そういうものがあるとなれば、不用意なものは省いて、職員の皆さんが自主的に別のあれをされればいいんじゃないかなと思いますけれどもね。あえて

給与とか税とか、そういう中が一緒になっているようなお金の流れがないような形にしてもらったほうがいろんな問題が起こらなくて済むのかなと思います。

1次補正、2次補正の中で、要するに繰入金という形で使っていますね。これは後で交付税措置されますよみたいな感じでやっていますね。これは、口蹄疫にかかったお金は国のほうが面倒を見るということですから、消毒費以外は貸付金の金利とかがほとんどなんですけれども、それにしても、口蹄疫に関しての対策費用なので、それも含めて1次補正、2次補正で使った分は今回、国のほうが面倒を見るというわけですから、改めて国の姿勢として、国庫支出金の中にそれを持って行って予算化していくと、そして国のほうで見ていただくような予算組みをするのも一つじゃないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○日隈財政課長 松村委員がおっしゃったような形になればいいんですけれども、3次補正までの状況で申し上げますと、それぞれ農林水産省のほうで補助事業のメニューがございます。2分の1補助しますとか、中には10分の10補助しますというような既に補助メニューがありますので、それを一番いいような形で、我が県に有利なほうに活用したとしても、残りの2分の1の負担であるとか、あるいは疑似患畜については5分の1の地方負担であるとか、そういうのを足して行って、結局、合計が87億円、県が負担しなければならないということになっています。その分の地方負担については、特別交付税のほうで補助事業の8割であるとか、あるいは100%自主的にやった事業は50%の算入とかいう一定のルールがあって、算定上は一応積んでいくんです。積んでいきますが全部交付される

というわけではありません。そういう意味では、既に3次補正までの、いわゆる家伝法のほうの絡みの支出については、地方負担、87億円と申し上げましたけれども、これが満額来るというルールには、まずなっていません。加えまして、今申し上げました特措法の関係で施行令等が出た場合に、予算も全額お願いしております。もし、地方負担が入ってくるとするならば、そのルールは全く今のところ決まっていないというような状況です。いずれにしても、少なくとも今回の特措法の絡みの国の政策については、都道府県が実施いたしますけれども、国で全額を負担いただきたいと、農林水産省からの予算として県のほうにいただきたいということを申し上げているんです。

特別交付税の世界に入りますと、繰り返しになります。地方の財源の中からの配分になってきますので、例えば、阪神大震災のときでも、あんなに大きい生活災害、激甚災害のときでも、全国枠の11%、新潟の場合でも、2回ありましたけれども、中越地震あるいは中越沖地震、そのときでも8.5%ぐらいしか来ていません。それで計算すると、ことしの都道府県配分というのは1,200億程度ですので、これの8%とか言われると100億円どまりというようなことになってきますので、そういうことなく、もし、負担が大きくなるようであれば、特別交付税はしっかりお願いしたい、その前に、まず農林水産省から予算措置としていただきたいということで今、国のほうにお願いしているところです。

○松村委員 総務省からの分配になると、必ず目減りするのはもう見えていますからね。あくまでも、国庫という形でいただきたいということをよろしくまたお願いします。国が全部面倒を見ると言われているんですから、よろしくお

願います。

それともう一点なんですけれども、基金の話で、今、河野副委員長からありましたけれども、特に児湯地域では雇用も非常に厳しくなるだろうということで、経済対策の緊急雇用創出事業、今あるのはことしまですか、これが県のほうにまだ基金としてあるということで、向こうからメニューを出すか、こちらと相談してメニューをつくっていただいて、積極的に発生地域のほうに出していただきたいと思うんですけれども、その基金というのは今、どれぐらい残っているんですか。

○日隈財政課長 今お尋ねの緊急雇用基金については、来年度まで活用ができます。当初予算を組んだ段階での残高というのが大体*39億円ぐらいは残っているところです。ただ、これの活用については国に計画書を出してということになります。もう少し具体的に申し上げますと、ことしの当初予算で組んでいる事業で、中山間を中心にした雇用対策ということで8億円ぐらい、商工観光労働部のほうで事業を組んでおりますので、その中で児湯地域の、例えば被災農家の中で既に殺処分も終わって手があいてしまった方とか、あるいは多数雇用者を抱えて経営されていた方で、その労働者の方が職を失うというような場合に、この基金を使って事業ができるというような手立てを、きょうの午前中に商工観光労働部のほうで御説明しておると思うんですけれども、そういった要綱改正等しながら、ことしの事業の中でも対応できるように工夫しているところです。

○松村委員 これは、一応、商工関係の事業ですね。例えば、農協とか農協の職員があぶれたときとか、それに農業の従事者制度というような形をつくって、そこに人材派遣というような

形とかにはできるんですか。

○日隈財政課長 まず、訂正をさせていただきます。先ほど、金額を39億円と申しましたけれども、補正予算で1億円活用していますので、38億円になっております。

それと、農協職員であれ、どういった業種であれ、いわゆる職を失っている方を雇用してやるような事業体があれば、その事業体から申し込みがあって認定になれば、その事業体で雇用した場合に、それなりの賃金が支払われるような仕組みになる、そういった事業を構えております。

○松村委員 結構、幅広く活用できると思うんです。牛、豚もいなくなって、仕事がなくなるところに仕事をつくれというのはなかなかなんですけれども、生産活動の中でも生産前の準備というのは結構かかるんですね。畜舎の整備だったり、それまでの経営指導に対してはかなり長年かかりますから、専門的な人たちがかなり職にあぶれるというのが出るので、それを市町村なりが一たん、新たな人材派遣の事業とか、あるいは再生までの事業というのを構えて、そこに市町村から雇用というのではなく、そこから派遣してもらうような事業とか創出していただくと、特に、西都・児湯あたりは何百人と多分失業される、あるいは雇用を調整助成金を使って延長したとしても、かなり企業的には厳しいと思うので、基金が足りなかったらまた、国のほうから地域再生のために措置すると措置法のほうにうたってもあるので、おもしろい基金の持ってきたかなと思うので、そこからぜひ雇用もつくり出すように、西都・児湯に何十億、何百億と投入していただけたらと思うんですね。それがまたぐるっと回って必ず畜産の再建に役

※このページ右段に訂正発言あり

立つと思うので、ぜひ、よろしくお願いします。

○日隈財政課長 今、松村委員からありました、まず、雇用調整助成金の関係は、一定の緩和はしましたけれども、活用が移動制限を解除してからという対象になりますので、なかなか厳しい状況があります。したがって、今、私が見つけない説明で申しわけなかったんですけども、雇用対策で打ち出しております事業等を活用してやれるものがあれば、その事業の中で再度雇用につなげていくということでまた取り組んでいく、そういった方向で検討していきたいと思えます。

○松村委員 よろしくお願ひいたします。以上です。

○中村委員 都城に発生する前に知事とお会いして、さっきから出ています、ホテルだの飲み屋だのいろんな職種に影響が出ておる関係で、終息前に復興支援局なるものをつくって、目配りしていろんなところに手当てをするようにということで知事に申し入れをしておきました。ぜひともこの難局を乗り切るために、復興支援局なるものをつくって、精鋭を集めて、その中で商工業も含めた手だてをしてほしいということも、総務部長あたりからひとつ強く勧めておいていただきたいと思えます。これはお願ひです。

それと、新潟県の獣医師さん、後藤さんといったかな、お帰りになったんですが、被災されたがために、県からどういう手当が出たんでしょうか。保険とかお見舞金とか。

○桑山人事課長 人事課のほうで公務災害を持っておりますけれども、今回は新潟県からの応援ということで、向こう側の職務としておいでいただきましたので、向こう側の県で必要な公務災害上の補償なり療養費の補償なりを受け

取られることになるというふうに思っております。

○中村委員 我が県からは全然見舞金なし。

○甲斐危機管理局長 自発的に見舞金の募金が県庁全体に回っております。それはかなり皆さん、協力をされるんじゃないかと思えます。

○中村委員 僕は頼まれもしなかったんですけども、見舞いに行ったんですよ。すばらしい方で、大変でしたねという話をしたら、私の不注意もありまして、前足でけられたと。新聞に載っていたのと違って、右目の失明だとおっしゃいました。非常に優しい方で、私の落ち度もありましたとおっしゃっていたので、非常にかわいそうになって。よかったなと思ったのは、行った明るる日に新潟に帰られて、見舞金もこちらから相当出たのかなと心配しておりました。答弁はよろしいです。

○押川委員長 なければ以上で終わりますけれども、よろしいでしょうか。以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 25 分休憩

午後 3 時 30 分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

議会事務局日高局長以下皆様方におかれましては、口蹄疫の被害ということで、その終息もなかなか進まない状況の中でありましてけれども、議会開会においてもいろんな御苦勞があるんじゃないかなというふうに考えておりますが、それぞれ議員と皆様方の関連の中で、議会今週いっぱいということでありましてけれども、力を合わせてこの終息に向けて議会運営等をよろしくお願ひ申し上げたいと思うところであります。

それでは、本委員会に付託されました報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いをしたいと思います。

○日高議会事務局長 報告事項につきまして御説明いたします。

常任委員会資料はございませんで、平成22年6月定例県議会提出報告書の183ページをお願いいたします。平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書でございます。議会事務局分は、表の一番上の段の（事業名）2号館空調設備等改修事業でございます。

この事業は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用しまして、各委員会室があります2号館の空調設備の改修、また議会棟及び2号館の照明設備の改修を実施するものでございまして、昨年9月補正予算でお願いしたところでございます。これは、営繕課のほうで実際上実施しております設計委託など、県庁全体におきます工法の検討などに時間を要しましたことから、繰り越しとなったものでございます。翌年度への繰越額は、988万円でございます。

なお、2号館の空調設備の改修は、5月末に完了しておりますが、議会棟及び2号館の照明設備の改修は、本年12月までを予定いたしております。

私からは以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様方、御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時34分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時間は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんでしょうか。何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後3時35分散会

平成22年6月15日（火曜日）

午後1時28分再開

出席委員（9人）

| | | | |
|-----|---|-----|-----|
| 委員 | 長 | 押川 | 修一郎 |
| 副委員 | 長 | 河野 | 哲也 |
| 委員 | | 中村 | 幸一 |
| 委員 | | 横田 | 照夫 |
| 委員 | | 松村 | 悟郎 |
| 委員 | | 井上 | 紀代子 |
| 委員 | | 鳥飼 | 謙二 |
| 委員 | | 前屋敷 | 恵美 |
| 委員 | | 武井 | 俊輔 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 総務課 | 主幹 | 馬場 | 輝夫 |
| 議事課 | 主査 | 大下 | 香 |

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括採決をさせていただきます。

議案第2号、第3号、第6号、第7号、第11号、第14号並びに報告第1号、第2号、第4号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認め、よって、議案第2号外8件については、原案のとおり可決

または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてですが、委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時32分再開

○押川委員長 委員会を再開します。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

○押川委員長 委員会を再開します。

閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

それから、閉会中の委員会ではありますが、7月21日の閉会中の委員会につきましては、ただいまありましたとおり、執行部の説明等を伺うという内容で開催するというので御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてですが、県外

調査につきましては、先ほどありましたとおり、
8月4日から6日を10月13日から15日に延期と
いうことで実施することといたしますが、詳細
につきましては、正副委員長に一任いただくこ
とで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定いた
します。

その他、何か皆さんのほうからありませんで
しょうか。

暫時休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時41分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

ほかになれば、以上で委員会を終了させて
いただきます。

午後1時41分閉会